

令和3年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年12月7日

本日の会議 令和3年12月8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課 長 村田ゆかり君	秘書広報課長 中村元則君
契約管財課長 和田弘君	地域安全課長 荒木秀一君
政策企画課長 荒木隆君	財政課 長 木須紀彦君
土木管理課長 山崎昇君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	住民環境課長 中尾盛雄君
健康保険課長 藤崎隆行君	上下水道課長 渡部守史君
生涯学習課長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時55分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、竹中悟議員の①次世代へ向けた町づくりについて、②新図書館及び複合施設の建設計画についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんおはようございます。それでは早速質問に入りたいと思います。次世代に向けた町づくりについて、お尋ねします。まちの将来像や町づくりの計画につきましては、第10次総合計画において今後10年間の基本構想、基本計画により将来像や各分野の推進施策が策定をされています。そこで質問いたします。（1）まちづくりには都市計画を基本とした「長与町マスタープラン」との整合性を持ったまちづくりが必要と考えますが、ハード、ソフトを含めた新たな未来像についてどのようなビジョンがあるのか、お尋ねをいたします。（2）30年、50年後の次世代の町づくりに向けた構想の策定など、具体的な取り組み状況をお尋ねいたします。（3）本町は、県下の統計指標や町民アンケートにおいても充実度や満足度など高指標、高評価の要素があるが、それを生かし切れていない。そのため新しい活気が生まれず停滞感が生じているのではないかという声も聞き及んでいます。未来へ向けて豊かさや魅力を実感できる街づくりを目指し、中長期的な視点に立った町づくり構想の必要性についてお尋ねをします。（4）町づくりを推進するため、再任用職員の経験と若手職員を生かした地域活性化を先導するセクション設置の必要性についてお尋ねします。

大きな2つ目として、新図書館及び複合施設の建設計画についてお尋ねします。本年3月議会におきましても質問しましたが、新図書館及び複合施設の建設につきましては「令和4年から作業を開始し、令和8年建設完了に向けて検討をしている」とのことでしたが、令和4年度までもう数か月となりました。現在どのような方針や計画で進めているのか、お尋ねします。（1）コロナ禍の影響で財政の逼迫が予想されますが、令和8年度建設完了に変更はないのかどうかお尋ねします。（2）図書館のみの建設なのか、複合化施設にするのか、さらに民間施設の複合化及び連携はどのような内容になるのか、明確な方針を示す時期と考えていますが、いかがですか。（3）施設の建設には町民の声を反映させることも重要と考えますが、合意内容についてお尋ねします。

（4）複合化施設となると財政の負担増が予想されますが、財政の見通しについての考え方、また財源の見通しをした中で、設計や工事発注のタイミングなど今後のスケジュールをお尋ねします。（5）施設の管理運営につきましては指定管理者制度等を採用する自治体もありますが、町の考えはいかがですか。以上、お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会最初の質問者であります竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず1番目1点目、次世代へ向けた町づくりについてということで、ハード、ソフトを含めた新たな未来像についてのビジョンということでのお尋ねでございます。まちづくりを進める上では、町が目指すべき将来像を掲げ、それを実現するための施策を進めていくことが重要であると考えております。2008年にピークを迎えた我が国の人口は、少子高齢化の渦へと巻き込まれ人口減少の一途をたどっている状況下でございます。その中で、本町は「第9次総合計画」さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下に、現在までもろもろの施策を講じてまいっておるところでございます。まちの中心部には新たに市街地が出現し、道路網の整備、大型商業施設や病院の立地のほか、高田南土地区画整理事業も工事完了のめどが立ち、またソフト部門におきましても「子育て」「教育」さらには「健康づくり」を中心として、一定の成果が得られたものと考えております。今後は「第10次総合計画」の中に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」もインクルードし、新たなまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。長崎駅周辺では来年の秋に新幹線が開通し「百年に一度」といわれる大きな転換期を迎えようとしております。本町におきましてもこの機を逸せず、住宅設備などの器づくり、新図書館建設、国道207号の整備促進のほか、遊び心のあるまちづくりなどを推し進め、少子化対策や移住定住促進、産業の振興、快適な住環境の整備などなど、大きく人口を減らすことなく活気やにぎわいにあふれた将来の長与町をつくる必要があると思っております。これらの実現を目指し、本年度から新たな総合計画に基づく取り組みをスタートしており、併せて目標とする人口や、土地利用の方針も踏まえた「都市計画マスタープラン」の策定を行っているところでございます。

続きまして、2点目の次世代の町づくりに向けた構想の策定など、具体的な取り組み状況についてのお尋ねでございます。次世代のまちづくりにおける重要な要素の一つとして、人口規模がでございます。国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計人口によりますと40年後、2060年の本町の人口は、おおよそ2万8,000人まで減少することが見込まれておると言われております。国全体がシュリンクし人口が減少する中で、本町においても一定の人口減少は避けられないものと言えますけれども、町といたしましては、できる限り人口減少に歯止めをかけるとともに、戦略的に縮みつつも豊かな町をつくっていかうと考えているところでございます。その達成に向けては、誰もが暮らしやすい魅力あるまちづくり、移住定住の促進、住環境などの受け皿整備、結婚、出産といった若者の希望をかなえるための取り組みなど、総合計画に基づき一步一步と進めているところでございます。このほか公共施設やインフラ施設につきましては、総合管理計画におきまして今後40年間の改修更新費用の試算を行うとともに、人口ビジョン

を踏まえた施設類型ごとの基本的な方針を定め、整備を進めているところでございます。

次に3点目でございます。中長期的な視点に立った町づくり構想の必要性ということでございます。御指摘のとおり、未来に向けて豊かさや魅力を実感できるまちづくりを目指すためには、中長期的な視点を持つことが重要であると考えております。第10次総合計画は、2060年までの人口ビジョンを踏まえて策定しておりますので、一定、中長期的視点に立っているものと考えております。これまでの取り組みや住民の皆様の御協力の下「自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町」「子育てや教育環境が充実した町」との一定の評価もいただけるようになったところでございます。また、今後はさらに健康寿命の延伸や遊び心を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。これらは本町の強みであり、優位性のある機能であると自負するとともに、さらに磨きをかけることで町への愛着や共感を呼び、外からの需要を取り込む力となり、新しい活気が生まれるものと思っております。そのためにも、図書館をはじめとするハード面の整備に加え、国が提唱する Society 5.0の実現に向けたICTやAI技術等の活用、SDGsといった新たな視点や発想などを積極的に取り入れながら、持続可能な地域社会の構築を目指し、豊かさを実感できるまちづくりに邁進していく所存でございます。

続きまして、4点目の地域活性化を先導するセクション設置の必要性でございます。まちづくりは中長期的な視点が必要であり、いわゆるベテラン職員と若手職員の両方の視点が必要であると認識をしております。ベテラン職員には長年培ったスキル、あるいは地域住民との信頼関係の構築など、豊富な知識と経験が備わっており、若手職員には、社会変化に敏感で柔軟な思考と新しい発想力があると捉えております。課の新設については現在のところ考えてはいないところではございますが、地域活性化の実現を目指して、ベテラン職員と若手職員の両方の意見が集約できるよう、各部局間の横断的なメンバーで、課題によってはプロジェクトチームを構成するなど、長与町の未来について語り合う場をつくっていかうと考えているところでございます。

続きまして2番目、新図書館及び複合施設の建設計画について。1点目が令和8年建設完了予定に変更はないのかという御質問でございます。御指摘のとおりコロナ禍という非常事態における緊急の財政措置や税収への影響など財政状況が厳しくなることも懸念されるところでございます。現時点におきましては、こうした状況も注視しつつ令和8年度建設完了を目標に、段階に応じて必要な準備を進めていきたいと考えております。

次に2点目の複合化、民間との連携など明確な方針を示す時期ではないかという御質問でございます。図書館の複合化につきましては、これまで機能の親和性、施策の相乗効果、将来の建設コストの縮減などの観点から、その可能性を検討してまいりましたが、町としては健康センターとの合築が望ましいと判断をしております。民間との連携につきましては、町民の憩いの場、子育て世代が集う場、飲食を含む交流機能の併設について可能性を検討していきたいと考えております。また、整備手法につきましては官民連携を含めて検討しておりますが、公共施設自体の収益性がなくビジネスモデルとして成

り立つ可能性が低いことや、整備に係るコストメリットも高くないことなどから、現段階では町施工の方が、より現実的ではないかと考えております。3点目の町民の声を反映させることも重要、合意内容についての御質問でございます。図書館につきましては既に検討委員会を組織しており、各専門分野からの多様な御意見を集約してまいります。一般町民を募るワークショップも開催予定で、町民の皆様の御意見等につきましては、幅広く拾い上げ参考にしてまいります。健康センターにつきましては、現状の利用実態を踏まえ必要に応じて関係団体からの意見聴取を検討しているところでございます。4点目の財政の見通し、財源、今後のスケジュールについての御質問でございます。施設の整備につきましては、図書館単体より複合化した方が規模とともに経費も大きくなるものと想定をされます。しかしながら、長期的に見てみますと、町有施設全体の建設コストや維持管理コストの縮減に繋がるのではないかと考えております。新図書館の整備につきましては、基金や起債などを活用しながら、財政に大きな影響を与えないよう整備計画を検討していきたいと考えております。なお、スケジュールにつきましては令和4年度に準備室を設置し、施設整備基本計画の策定を進めてまいります。令和5年度には基本計画に着手し、さらに令和6年度に実施設計を策定し、それを踏まえて建設工事に着工することを想定しております。次に5点目でございます。指定管理者制度の活用についてのお尋ねでございます。指定管理者制度の一般的なメリットとして、民間のノウハウを生かした経営や管理コストの削減、こういったものが挙げられます。しかしながら、図書館や健康センターなど直接的に行政の運営方針や施策が求められる公共施設におきましては、民間及び指定管理者制度等を活用した場合に、運営主体の違いなどにより、行政の思いや住民の意見がなかなか反映されにくくなるという懸念もございます。結果として、サービス水準の低下につながる恐れもあることから、現時点では指定管理者制度の活用は考えていないところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

丁寧な回答をいただいたと理解をしております。再質問を少しだけさせていただきたいと思いますが、①の次世代へ向けた町づくりについての1番で、平成23年3月に改定されましたマスタープランは、社会情勢や町の状況の変化など改定がなされていると認識をしています。これまでの計画の総括と今後の人口減少問題や地域創生の観点から、どのような課題があると考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

現行の「都市計画マスタープラン」につきましては、議員おっしゃるとおり平成23年3月に改定を行っております。改定に当たりまして、当時の長与町の状況や上位計画

でございます「第8次総合計画」との整合を図るとともに住民意向調査を踏まえ、まちづくりの目標を掲げ、策定を行っております。それらの目標に基づきまちづくりを図ってまいりましたが、土地利用や市街地整備におきましては、豊かな自然環境に配慮しながら都市的土地利用を図るべき区域につきまして、組合施行の榎の鼻土地区画整理事業の推進や、本町施行の高田南土地区画整理事業を実施することで、定住人口の受け皿となる宅地を整備するとともに生活利便性の確保が図られたものと考えております。また、同じく市街地整備と併せて、都市計画道路西高田線や都市計画道路高田越中央線などの地区幹線道路や公園の整備推進を行ったほか、クリーンパーク長与や下水道終末処理場の段階的な高度処理施設化など、各都市施設を整備することで都市機能の充実が図られたことから、前回改定時のまちづくりの課題に対して一定の成果があったものではないかと考えております。一方で、本町の人口につきましては、近年減少傾向に転じており、社会経済情勢が変化中、いかに持続可能なまちづくりを行っていくかが今後の課題であると認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは、もう1つ質問したいんですけど、新たな「マスタープラン」では様々な社会や地域情勢の変化に対応する計画が必要となりますが、町の将来を見据えどのような創意工夫が必要と思われるか、それについてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

「都市計画マスタープラン」につきましては、今年度から来年度までの2か年にわたり改定を行うこととしており、現在、住民意向調査の分析及び課題の整理等を行っているところでございます。新たな「マスタープラン」におきましては今、御質問にございましたとおり、様々な社会や情勢の変化に対応することは必要であると考えております。人口減少、少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくり。また、激甚災害の頻発やインフラの老朽化に対する安全安心のまちづくり。さらにICT等のデジタル社会の到来やSDGsなど社会の変化に対応したまちづくりなど、新たな視点を強化した計画が必要であると考えております。今後整理を行ってまいります「第10次総合計画」と整合を図るとともに、10年後の長与町を見越したところで新たな、先程申しました視点を強化した持続可能なまちづくりに向けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは2つ目ですけど、今後のまちづくりにおいて大きな課題はどのようなものが

あるというふうに理解されているか、お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町は御案内のとおり、これまで宅地の造成などで転入超過であったり、出生数が死亡数を上回る、いわゆる自然増加によって人口が急増してきた経緯があります。その後も一定横ばいを続けていたんですが、近年、人口減少局面に突入をしております。人口減少ですとか少子高齢化、これらは労働人口の減少であったり、地域の担い手の不足、あるいは経済規模の縮小であったり、町にとっても税収の減、社会保障制度の持続が困難になるなど様々な問題を生む恐れがあると考えております。大きく人口を減らすことなく一定の水準を目指すこと。それと、たとえ人口減少社会にあっても豊かに持続可能なまちづくりができるようにと、ソフト、ハード両面において重要であって、今後の課題であるというふうに認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは3つ目ですけど、一つの事例として、長崎市では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「長崎創生プロジェクト認定事業制度」を策定し、事業者等との協働での60歳以上の事業を、人口対策や地域経済活性化のために取り組んでいます。これは5年間の事業です。他市町でも様々な産学官民が連携した地域活性化施策に取り組んでおりますが、本町において地域経済活性化などを進めるための、現状での主な施策や事業はどのようなものがあるのか、お尋ねをします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本町におきましても、形は違うかもしれませんが様々な団体等との協働による取り組みを進めております。民間との協働につきましても災害とか、福祉などの分野における連携のほか、地方創生に資する複数の分野にわたる取り組みを包括して、包括連携協定を今年初めて締結をいたしました。また、産学官による取り組みとしては、西そのぎ商工会、県の産業振興財団、日本政策金融公庫や町内の金融機関、県立大学が連携して、創業支援体制を整えて創業の実現を目指す「認定創業支援等事業計画」を策定しております。主に西そのぎ商工会において、創業希望者への個別相談とか、経営計画の策定、創業塾の開催など、創業に向けたサポートを行っております。このほか、空き店舗を利用したチャレンジショップの開設とか、各種イベント等を通して長与町の魅力ある店舗を町内外に発信しているということも地域経済活性化への取り組みの一つと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

非常に言葉としてきれいな回答があっている。それ以上のことはビジョンですからなかなか言えないと思うんですけど。これまでの課題対応型の政策から、民間、大学、団体や住民や地域の合意の下に描かれた将来の現実を目指す「ビジョン実現型のまちづくり政策」に重点を置くことが今後重要と考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町が抱える課題に一つ一つ対応していくことも大切だと思っておりますが、議員御指摘のとおり、同時に将来のビジョンの実現を目指して、政策的にまちづくりを進めることも重要だと思います。今般「第10次総合計画」の策定に当たり、住民の皆さんに参加していただいたワークショップを開催いたしました。その際には、20年後「2040年の長与町にあったら良いもの」をテーマに意見交換をさせていただきました。これを受けて、町の将来像であったり、10年間の「基本構想」を策定しており、こういった将来の長与町を見据えて、ありたい姿を実現するために今何が必要かとバックキャストの視点で考えながら、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

分かりました。5つ目に、まちづくりを推進するために豊富な知識を持った再任用の職員と若手の英知を生かしたプロジェクトチームの構成は、とても私は重要だと思うんですね。やはり40年間付き合ってきた長与の歴史をよく御存じですし、人間の性質、それから長与の実態を御存じです。ですから、先程そういう場所を作るというふうなお話でありましたので、少し具体的な回答ができればいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

プロジェクトチームにつきましては、これまでも目的、議題に応じてそれぞれチームを作り、協議の場を設けたことがございました。ただ、ベテラン職員と若手職員が混ざった場合に、なかなか若手職員の方から意見が出てこないということもございましたので、例えば、まずは若手職員だけで部会という形で構成したチームで意見を出し合い、取りまとめたものをベテラン職員に対して報告、またはプレゼンをするなどして、こういった手法も取り入れてみてはどうかというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

このことにつきましては、まだ今の年代でいきますと、昔とすると20年違う、成人式が40歳というような、そして厄入りが60歳という、その20年ぐらいの若さがタイムラグありますので、まだ古参の職員たち、十分に活躍できると思うんですよ。先程私申し上げたように、この若手と経験豊かな方を十分に話をして、未来に向けた構想を作っていくというのは非常に大切なことです。本当を言えば、その課を私は作っていただきたいんですけど、課は作らなくてもそういう話し合いの場所を作るということでございますので、是非、頻繁にこれをやっていただきたい、そのように思います。この次世代の町づくりで最後に町長自身、今後の町の舵取り役として、町の体制づくりや在り方についてどうあるべきか。また、未来へのまちづくりについてどのような進め方を考えておられるのか、町長の方から回答いただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回、いろんな視点から御質問いただきありがとうございました。いろんな観点から考えさせられることが多くて、大変良い御質問をいただいたと思っております。今、長崎駅に来年の今頃は新幹線が入ってくるということで、長崎駅周辺では百年に一度の変革ということで11月1日、ここにMICEがオープンしました。そして大きなホテル、情報施設をオープンしましたがけれども、非常に、今から長崎駅周辺が変わっていくんだなということを実感したわけでございます。そういう中で私が一番気になったのは、日本の通販大手の会社が長崎に進出して来られて「長崎スタジアムシティプロジェクト」が造られるということでございます。これは、サッカー場とそれからバスケットボールの会場を造るということで、何はともあれこれプロスポーツの拠点ということですので、いろんな方が集まってくるし、いろんなビジネスが生まれてくると思うんです。そうしたところで、これ浦上駅周辺に出来るわけですけども、浦上駅から道ノ尾駅、そして浦上駅から長与駅は10分から15分ぐらいで行けるというようなことでございます。そういうビジネスチャンスが生まれてくる中で、やはり長与町はどういう役割を果たすべきか、ということが一方であるかと思えます。これ、非常に具体的な例として申し上げておるわけでございますけれども、したがって、そういう方々を受け入れる器づくり、受け皿づくりが長与町は必要だと思うんです。これは機を逃がすことなく、間断なくそういった器づくりをしていくことが必要だということで、今、進めております高田南であったり、椿林であったり、そういったものも含め、いろんな方々が、働きにおいてになる方々が長与町に住んでいただけるような、そういった受け皿づくりを、今後間断なく進めていくというようなことで考えておるところでございます。これ具体的な例でございますけれども、そういうことでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今、町長がおっしゃるように、やはり長崎市との連携プレーは非常に大切だと思うんですね。長崎新幹線も来年からきますし、また大きなMICEとか、商業地域、いろいろなエリアを造っているわけです。長与町は、大体前から長崎市のベッドタウンとして育った町ですから、当然連携をしながら舵取りをしていただきたい、そのように思います。

次に2つ目の図書館の建設についてお尋ねをしたいと思います。私は、個人的に図書館はもちろん造らなくちゃいけないと思っているんですけど、非常に財政面で心配をしているんですね。これはちょっと話が逸れるんですけど、私は毎年11月に上京して政権政党の一員として陳情を行います。そして長与町の予算取りということで何とか私達も協力できないかと思って頑張って、今回は山口県議と二人で上京しました。そして、地元の加藤代議士とお会いしました。そして農林水産省の金子大臣とも20分ほど時間を取っていただき、陳情させていただきました。農水省は関係ないだろうと皆さん思われるでしょうけど、金子先生は長崎県知事を3期されておりますので、私たちの高田南土地区画整理事業の内容を十分に熟知されているんですね。ですから、後方から支援をいただくという面で農林水産省の金子大臣にもお願いに行きました。そのとき、ちょうど山口議長も東京におられたものですから、事務局の富永局長と4人で陳情した次第です。それから、党本部の高市政調会長も15分ほどお時間をいただきました。そして、梶山幹事長代理も15分ほど時間いただき陳情をしてきたわけですが、やはり本音も言われたんですけどコロナ禍によって財政が厳しくなる、もう見え見えだと。今、国は赤字国債を出して、いろんな分で今措置をしているんですけど、やっぱり、赤字国債は当然、借金と言わなくても、要は外国から見たら評価が下がるということで、日本の立ち位置が悪くなるというのは見えているわけですね。そうすると、世界から見て日本はどういう位置付けかと。そうすると、日本の経済は落ち込んでいく。その中で、この財政をどうやってローカルの方に回していくかというのは大変大きな問題だと。コロナ禍というこのパンデミックは予想もしない出来事ですからね。それについてお話をされ、頑張って予算を取りますと。そして長崎県全体の予算の中で長与町の位置付けをはっきりさせましょうというお話をいただきましたが、財政の厳しさというのは非常にひしひしと感じました。また町長も11月22日に、高田南のことで国交省の担当課の方に陳情に行かれたという話もお聞きしております。町も一生懸命その財政の獲得のために頑張っていたということは私も承知しておりますので、頑張っていたきたいと思います。

そこで図書館について質問いたします。回答には、健康センターとの合築ということを知りましたが、これ検討なのか、決定なのか、これについてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは、町の内部において図書館と併設することによる相乗効果等を検討して、町の方針として健康センターとの合築が望ましいのではないかと判断をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先程の回答で「令和4年度、準備室を設置」と聞きましたが、これは来年の4月から稼働するということでしょうか。それと同時に、その後この合築を決定するのか、それについてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

町の方針として、合築ということで検討を進めていく所を、4月から準備室として準備するように考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

だから、要は設置したあとに合築の分を検討するのか、合築ありきの中での検討されるのか、どちらなのかということです。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

準備室が設置されたあとも、町の合築の方針を基に、図書館の機能であったりとか、健康づくりの拠点としての機能などについて、住民の皆様の意見も参考にさらに検討していきたいと考えております。複合化の実現可能性も含めて、この準備室の設置後も決定に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先程の回答の中で「飲食を伴う憩いの場所」と聞きましたが、それについて少し詳しくお尋ねしたいと思います。実は、武雄の図書館とか、そういう所は大手のコーヒーメーカーであるとか、本屋とかが入ってきて、いずれも、あまりうまくいってないという話もお聞きしております。この辺の内容について少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

飲食を含む交流の機能というのが、誰もがゆったりとくつろげる場所であったり、子育て世代の親同士が情報交換をする場所など、交流が促進されるようなものということで想定をしています。ここに飲食ができるスペースがあれば、より効果が高いと考えているところで、飲食の提供ができる設備が整備可能かということがまずあると思いますが、それが可能であるということであれば、地元の食材の活用ですとか、町内の事業者による運営など、まずは地域密着型、地域活性化に資するような形を検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

俗に言う食堂かカフェか分かりませんが、そういうものを造るとするのは、やはり採算性がやっぱり一番大きく物を言うてくるわけですね。ですから先程、私、話の中に農水省に行って、そのときちょうど昼食を食べに行ったんですね。そうすると、蕎麦が大体610円、これが一番高いんですよ。これよりほかは全部安い。それで採算性が合うのかと。向こうはもう都会ですから、陳情者とかものすごく多いですから、お客さんは5分ぐらいで、もう満杯になるんですね。これを何回転もする。しかしながら、長与町の昼間人口を考えると、そうはいかないですよ。そうすると、こちらで考えているような理想的なものが出るのかどうかというのは非常にクエスチョンなんですね。ですからその辺、食材を使うとか、地元の業者を優先するとか、それは非常にやっていただきたいんですけど、基本的に採算が合うかどうかということが一番大きな問題です。だから、憩いの場所を造るといふ謳い文句は、非常に心地よく聞こえるんですけど、そういう部分は十分に検討されるのかどうか、それについてももう一度回答いただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

もちろん町内の事業者とか申し上げても、おっしゃるとおり採算性の問題で手を挙げてくださる所があるかどうかということもございます。ですので、まずはその実現が可能なかどうかということも含めて、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

次に進みたいと思いますけど、4つ目ですね。検討委員会、ワークショップ以外で住民から、各機関からの提案を生かす方法は考えられないかどうか。要は住民の声を聞くという中で、その辺についてはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今後、今回お示しをしました複合化の方針を基に検討委員会、ワークショップのほか、必要に応じて関係団体等の意見を聞きながら、施設の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。そこで一定の整理ができた段階で、住民の皆様の御意見を聞く機会も調整していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今後の質問は少し類似するんですけど、図書館建設、管理についてはPFI方式なども考えられますが、十分にこれについては議論をされたのかどうか、お尋ねをしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

PFI方式の活用等につきましては、イニシャルコストの削減、必要経費の平準化というメリットは一定あるというふうに考えております。しかしながら、先進地の事例であったり、民間事業者のビジネスモデルの可能性など、総合的な観点から関係部局で十分協議をした結果、公設公営が望ましいのではないかという判断をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

財政面で積み金と起債というふうなお話があったんですけど、今、積立金が約2億5,000万円から3億円ぐらいあると思うんですけど、起債と言っても結局借金なんですね。払いやすい長期の分だというふうに解釈するべきなんですけど。財政について先程PFIのことも言いましたけど、十分に検討されているのかなと。昨日の全協の中でもお話しがあったように、今、図書館に対しての補助金は一切ありませんね。都市公園の中での位置付けというのはあるんですけど、長与町はそれに当たらない。そうすると、この建物の中に図書館という設定をするのであれば、補助金は全く考えられない。ですから、町単独の経費で払わなくちゃいけないということなんですね。で、今から財政力がそれで持つのか、先程は積み金と起債ということだったんですけど、その辺についての検討がもう少しなされていいんじゃないかなと私は思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

今後の財政的な見通しについて、一定財政課の方でも、まだ事業規模等々がはっきり

していないというところもございますので、概算というふうな形でのシミュレーションは内部では行っているところです。その結果、今の見通しですけれども、いわゆる財政の健全性を示す指標、実質公債費比率、将来負担比率、2つが主かと思えますけれども、一定こちらは健全の水準の範囲内というふうな形での見通しが出ております。実際、起債についても、非常に厳しい状況でのシミュレーションを行って、今の結果ということでもあります。今後、議員御指摘のとおり見通しというのは決して明るくはないという状況も踏まえた上で、毎年毎年の予算を丁寧に作っていくといった形で、新図書館の実現に向けて調整をしてみたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

建設に関しましては、1階建てで8億円、2階建てで大体その倍、3階建てでその3倍という大体常識的な数字が出てくるわけですね。そうすると、やはり補助金を対象にした建物の方が私は有利だと思うんですけど健康センターと図書館ということであれば、ちょっと難しいですね。あと危機管理に対する備蓄基地を造るということであれば、この備蓄もある程度の面積がないと補助金がおらないということも承知しておりますが、その辺も含めたことについて十分に検討すべきだと思うんですね。その辺を是非お願いをしたいと思っております。最後に、指定管理者制度についてはメリット、デメリットがありますが、メリットとしては利用者の時間延長や、企画、アイデアを活かしたサービスの向上、それから管理運営費の削減などがありますが、施設管理、運営形態の論議はどのようになされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

施設の管理運営の形態につきましても、民間事業者からのアドバイス、提案ですとか、先進地の事例などの情報を基に財政部門、企画部門、それから図書館と健康センターのそれぞれの所管など、関係部局で十分協議を行いました。その結果として、やはり町の施策の方針が反映されにくくなる可能性があることすとか、サービスの水準の低下に繋がる恐れがあるなどの観点から、公営が望ましいのではないかと判断をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そのことについては一長一短ありまして、ほかの行政体は結構、指定管理者制度を使っているんですね。ということは、自分自体で管理をするとそれだけ赤字が大きくなるし、管理費がはね上がりますのでね。それは、指定管理の民間の力でそれを抑えていくということは非常に必要だと思うんですね。ですから今お聞きする限り、指定管理は

あまり考えてないというふうなお話ですけど、そのことについても、財政面を含めて十分にお考えになった方がいいんじゃないかなと、私はそのように思います。今は、もう民間はすばらしいノウハウを持っているんですよ。ですから、高田南も町長の決断で、要は民間と一緒にやったわけですから。そうすると6年で結局やり上げるという大きなメリットができたわけですね。そういう実績もありますから、是非そういうのを含めながら、財政面をまず頭に入れながら。住民には、今コロナ禍の中ですからもう大変ってことは分かっておられると思いますので、町長がもう令和8年ということで明言されましたけど、それはもうお気持ちはよく分かりますけど、住民も理解していただけたらと思いますよ。ですから十分にその分を精査されて、良い建物が出来るように望みたいと思います。時間がまだ少し残っておりますけど、まだまだコロナの時期でございますので時間短縮で、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時20分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、吉岡清彦議員の一般質問は本日、本人が欠席となりましたので、会議規則第61条第4項の規定により通告の効力を失いました。

引き続き一般質問を行います。

通告順3、内村博法議員の①本町の発注管理体制について、②行政改革についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

早速ですが質問に入らせていただきます。まず1点目、本町の発注管理体制について。公務員が関与する官製談合防止法違反などの不祥事が他自治体において頻発しています。県内においては波佐見町で平成29年12月と令和2年9月に二度の官製談合防止法違反事件が発生し、職員の逮捕者が出ております。このような不祥事を防止するためには、発注管理体制の強化が必要と考えます。また発注管理には、発注後の品質や納期の確保、それから取引先への支払い業務などが含まれます。これらの一連の各業務の適正な執行が求められます。そこで本町の発注管理体制について次のとおり質問いたします。

（1）官製談合を防止するための発注管理体制はどのようになっているか。（2）最近、公募型プロポーザル方式による随意契約が導入されております。総合評価方式と同じく提案内容を重視して選定することになるが、総合評価方式と比較しプロポーザル方式のメリットは何か。（3）発注前後における取引先の経営状況のチェックはどのように行っているか。また、発注後において取引先の資金が不足した場合、長与町建設工事標準

請負契約書第5条によると「受注者の請負代金債権を第三者に譲渡することを発注者は承諾しなければならない」としているが、債権譲渡はどのような場合に認められるのか。

(4) 取引先が倒産した場合の対応マニュアルは整備されているのか。(5) 品質や納期の確保はどのように管理しているのか。(6) 町の規則によると、請負工事の代金支払いは、支払い遅延を防止するために請負者の完成払請求書により40日以内に支払うことになっているが、工事以外の物品などの代金の支払いはどのようになっているか。

大きな②行政改革について。令和3年度から第5次長与町行政改革大綱及び実施計画に基づいた行政改革が実施されております。限られた財源の中で町民の多種多様なニーズに応え、サービスの向上を図っていくためには効率的で投資効果の高い行政運営が不可欠であります。そのためには不断の行政改革を行っていく必要があります。そこで次の点について質問いたします。(1) 今後の社会保障費や図書館建設等の公共施設の更新費用などの増大により、財政状況の悪化が非常に懸念されます。行政改革については、今後徹底した財政改善や事業の優先順位の見直しが必要と思われませんが、町長はどのように考えているか。(2) 第5次行政改革実施計画の次の項目について、今後の具体的な施策はどのように考えているか。(イ) 地球温暖化防止活動の推進、(ロ) 大学連携による協働のまちづくりの推進、(ハ) 財政的弾力性を高めるための経常的経費の見直し・節減、(ニ) 組織編制の見直し。以上を質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは早速ではございますけれども、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目でございます。本町の発注管理体制についてのお尋ねで、1点目が、官製談合を防止するための発注管理体制はどのようになっているのかというお尋ねでございます。「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の施行に伴い、長与町におきましては平成17年7月に「長与町談合情報対応マニュアル」を策定し、さらに全職員がいつでもマニュアルを確認できるよう平成27年2月に職員向けポータルサイトへ対応マニュアルを常設掲載し、職員の談合防止意識の高揚と醸成を図ってきたところでございます。発注管理体制につきましては、まず設計、積算段階における情報漏えい防止対策として、1つ目は設計額を知りうる職員を設計者及び決裁者、入札担当者に限っております。2つ目は設計者はパソコンの積算画面をそのままにして離席をしない。そして3つ目として起工の決裁は基本的に持ち回り机の上に放置しない。こういったものなどを担当者以外の職員や第三者の目に触れないよう対策を講じているところでございます。建設工事におきましては漏えい防止対策として、予定価格、最低制限価格につきまして2段階のランダム化を導入しております。1回目のランダム化により決定した予定基本価格は、封入封緘のうえ入札執行までの間、契約管財課長が施錠した場所に厳重保存をしておるところでございます。

ます。「談合は犯罪」という意識を職員が強く持ち職務に臨むよう、また談合を疑われるような軽率な言動を厳に慎むよう、今後もコンプライアンス研修や周知文書等により職員への指導を徹底してまいりたいと考えております。2点目でございます。総合評価方式と比較しプロポーザル方式のメリットはどういったところにあるのかというお尋ねでございます。総合評価方式とは、入札価格と提案内容を総合的に勘案して落札者を決定する方法でございます。一方、プロポーザル方式とは、提案価格と提案内容を総合的に勘案し優先交渉権者を選定する方法でございます。プロポーザル方式のメリットとしては、業務受託者の募集、選定時の過程に比較的自由度がある点や、契約交渉において優先交渉権者との間で業務内容に関わる疑義の解消や思惑のすりあわせの機会が確保され、価格面での確認調整など町と優先交渉権者が納得した契約を締結できるところにあるかと思っております。3点目でございます。発注前後における取引先の経営状況のチェックはどのように行っているのか。また、発注後において債権譲渡はどのような場合に認められるのかという御質問でございます。町が発注する建設工事等を請け負う場合、業者は2年に一度、長与町建設工事等競争入札参加資格審査申請書を提出することになっております。その中で「経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと」「所在地における国税、道府県税及び都税、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと」などを参加資格要件に定めているところでございます。それ以外の町内の小規模修繕等契約希望者には、町税の完納証明書などの提出を求めているところでございます。また、企業情報誌におきましても、倒産情報などの会社経営状況のチェックを行っております。次に債権譲渡につきましては、長与町建設工事標準請負契約書の第5条第1項で当契約に関する権利義務の第三者への譲渡禁止を謳っておりますが、同項ただし書きにおきまして「ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない」と定めております。発注者が承諾する例としましては、受注者が工事に係る請負代金債権を担保して、下請けセーフティーネットを債務保証事業、または地域建設業経営強化融資制度等により、資金を借り入れようとする場合を想定しております。4点目の取引先が倒産した場合の対応マニュアルは整備されているのかというお尋ねでございます。議員御指摘の対応マニュアルは整備されておきませんが、各工事及び委託におきまして、工程表と比較して出来高に遅れがないか。資材等は施工に遅れが出ないように納品されているか。作業をされている人数は適切に配置されているか。などにつきまして、請負業者との打ち合わせ、工程検査時に確認しているところでございます。今後とも請負業者と連携を図りながら、各工事及び委託の遂行に努めてまいりたいと考えております。5点目の品質や納期の確保はどのように管理しているのかということでございます。建設工事等の品質につきましては、長崎県建設工事施工管理基準におきまして、工事施工過程で行う立会検査や工事完了後に行う竣工検査を実施しております。また工期につきましては、長崎県建設工事共通仕様書におきまして、適正な標準工期を使用しており、工程表等により管理をしているところでございます。6点目の工事以外の物品などの代

金の支払いはどのようになっているのかというお尋ねでございます。政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条におきまして「この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する」と定められております。工事以外の給付に対する対価につきましては、30日以内に支払いを行っております。また、対価の支払い時期を定めていないときは、相手側からの支払請求を受け付けた日から15日以内に支払いを行っております。

続きまして行政改革でございます。2番目1点目の財政状況の改善や事業の優先順位の見直しについてのお尋ねでございます。財政状況につきましては議員御指摘のとおり、今後数年間は厳しい状況が続くと見込まれているところではございますが、財政の健全性を示す比率は基準値内を保つ見通しとなっているところでございます。引き続き、事務の効率化を検証しながら経費の節減に努めてまいりたいと考えております。また、事業の優先順位の見直しにつきましては、今年4月に改定した行政改革大綱に基づき新たに策定した実施計画を遂行することで効率的、効果的な行政運営を図るとともに、年度ごとに緊急性や必要性などを見極めながら、社会情勢や多様化する行政ニーズに的確に適応してまいりたいと考えております。2番目2点目の(イ)地球温暖化防止活動の推進についてのお尋ねでございます。温室効果ガスの削減を含めた各種地球温暖化対策は、環境担当部署のみならず全庁的に各部署においてできることを取り組むことが重要であると考えております。同時に、町としましては先般3月17日に「ゼロカーボンシティ長与」宣言を行い、長崎市、時津町の1市2町によります「地球温暖化対策実行計画」の令和4年度共同策定に向け、現在準備を進めているところでございます。この計画におきまして、住民、事業者、民間団体等の全ての人々が参画し、活躍できるよう策定を行い、各施策が実効性の高くなるものとなるよう努めると共に、それぞれがそれぞれの立場で節電、ごみの減量化など、今すぐ取り組める施策を進めてまいりたいと考えております。2点目(ロ)大学連携による協働のまちづくりの推進についてのお尋ねでございます。行政改革実施計画では、多様な協働の環境づくりの一つとして大学連携による協働のまちづくりの推進を掲げておるところでございます。特に町内に立地する県立大学などの研究機関は本町の有力な地域資源であると捉えております。御案内のとおり、長崎県立大学と本町は平成23年に包括連携協定を締結し、地域社会の発展及び人材育成を図るため、相互の資源を活用した連携事業に取り組んでまいりました。その取り組みは、教育、生涯学習、健康福祉、子育てのほか、人材育成や地域活性化など、幅広い分野へと広がっております。具体的な連携事業につきましては、毎年度、大学との連携推進会議におきまして、町及び大学からの提案に基づき実施に向けた協議を行っております。今後とも効果的な事業については継続して取り組むとともに、大学の研究、ノウハウを活用した新たな事業についても研究をしてまいりたいと考えております。2点目(ハ)経常的経費の見直し・節減についてのお尋ねでございます。個々の事業におきまして、サービスの質を担保しつつ、費用を抑える新たな手法が考えられないかを常に検討していく。これが重要であると考えております。また、新たな事業を実施する場合は、

事前に「目標」「事業期間」を設定し、期間終了後の検証により、その事業を継続するかどうかを判断していくことを制度化し、機能させていくことも財政的な弾力性を高めるための一つの方法ではないかと考えております。次に、組織編制の見直しについてのお尋ねでございます。組織編制につきましては、新規事業をはじめ、集中的に取り組まなければならない事業や主要な施策など、確実に取り組むことができるよう所管課とも意見交換をしながら、適正な組織体制となるよう努めているところでございます。今年度につきましては、新型コロナワクチン接種体制の構築をはじめ、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進業務など、実務遂行体制づくりの整備を行っております。今後も新図書館複合施設の建設推進に向けた体制づくりをはじめ、第5次行政改革大綱から新たに取り入れた、公共私連携、協働や行政のデジタル化など、各課の体制や必要な人員数に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

まず、本町の発注管理体制につきまして再質問をいたします。御案内のとおり波佐見町では二度起こっております。あと、今年に入りましてほかの自治体では、宮崎県日南市は入札参加業者を選定したということで、特定の業者に落札させた疑いで副市長が逮捕されております。それから今年3月には、茨城県龍ケ崎市の市立中学校プール改修工事をめぐって副市長が市職員に指示し、秘密事項である入札参加予定者を教示した疑いで逮捕されています。それから9月には山梨県市川三郷町、生涯学習センターなどの施設設計の入札参加業者を漏洩。それから指名型プロポーザル方式の選定審査表の案文を事前に渡し、特定業者に有利になるように内容を修正したということで町長が逮捕されております。それから11月には山梨県富士川町で農業体験宿泊施設の設計業務に関し、特定の業者から直接要請を受けて都合のいい業者を選定し、業者名を教えたということで町長が逮捕されております。このように、これまでもあとを絶たないんですね官製談合は。今年に入ってからも私が把握した限りでこういう事件が起こっているわけです。波佐見町も過去、起こっているわけですよね。この官製談合防止法は2003年に施行されていますので、よっぽどその前がひどい状態だったんで、この法律が制定されたんですけれども。それ以降もあとを絶たないということで罰則が強化された経緯もあります。だから、このような不祥事の状態を見て、町としてはどのように感じておられるか、考えておられるか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程、内村議員がおっしゃった、縷々、官製談合があったというわけなんですけども、同じ公務員として非常に残念に思っております。このような事態が本町で発生しないよ

う、日々注意喚起を行っていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

先程、平成17年に長与町談合情報対応管理マニュアルを作成されていると。その後、状況の変化もあると思うんですけども、会計年度任用職員も対象になるんでしょ。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

議員がおっしゃるとおり、なります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

そこで、やはりこのマニュアルをやっぱり充実していかんといけません。現状に合わせたね。波佐見町のホームページに事件の経緯とか、対策などが詳細に公表されております。恐らく御覧になられたと思いますけれども、最初の不祥事を受けて職員研修を実施して、職員倫理規程を作成されました。それからコンプライアンス・ガイドラインを、社会的信用を守るために作られた。第1回目はそういった施策をされたわけですよね。それから官製談合再発防止検討委員会を設置して、要綱まで作っておられますけれども、こういったことを第1回目されています。今回の第2回目で、この反省を受けて議会の議決がありました。一つは職員定数の見直しと組織体制の充実、コンプライアンス研修の充実と徹底とか、財務法令等の遵守と徹底。それから職員倫理条例の早期制定が決議されております。これらを受けて、波佐見町は職員倫理条例を制定しております。あとコンプライアンス・ガイドラインの見直し、それから先程ランダム係数の話が出ました。ランダム係数の見直しをやって、長与町と同じような条件の2段階方式に見直したと。それからこれが特徴的なんですけれども、類似工事における受注機会の拡大の運用ということを制定されております。これはどういったものかと言うと、請負業者の受注機会の拡大、工期の短縮、請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散を目的として、類似工事を適切に発注するというので、教育委員会では第2回目の空調設備で4学校あったわけですけども、その中で4つのうち3つを受注したと、特定の業者がね。そういう反省もあって、同じ日に入札して、第1回目の入札に落札した者は次の入札にはもう参加できない。そういうことで受注機会の拡大を図るっていう取り組み、運用を設定したというのがこれです。私は非常に良い制度ではないかなと思っております。それから、業者への「取引先への発注者工期保持に協力願い」という通知を出されております。やっぱり業者にもそういう協力をしていただかないといけないということで、例えば「秘密漏えい防止等のため執務室への自由な入室を制限しています」とか、数え

上げれば切りがありませんけど。それから不当な働き掛けは記録公表されます。こういったものをA4、1枚で業者の皆さんへ通知しているわけですね。私も思うんですけど、やっぱり取引先から依頼を受けて情報を流したというケースが多いんですよね。だから、やっぱりこういう通知というのは良いことだなあと思っているわけです。そこでまず職員倫理条例制定、それからコンプライアンス・ガイドラインの作成、これは町としては他山の石というわけじゃありませんけども、教訓としてこういうものを作成するお気持ちはあるのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおりコンプライアンスについては重要であると考えているところでございますが、現在のところ地方公務員法及び官製談合防止法で十分縛っているところでございます。ただ、県内でそういったことも発生をしておりますので、今後ともそれにつきましては注視しながら今、連携をしております長崎市及び時津町とも協議をしながら、今後ともそれについては研究をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

分かりました。これはそれぞれの考え方もあると思いますので「こうなさい」「ああしなさい」ということは言いません。ただ重要なことは、先程マニュアルが披露されましたけど、あれを充実させていくというのが必要じゃないかなと思っています。そこで次、質問していくわけですが、先程類似工事ですかね。当日入札して、第1回目の入札で落札した業者は除くと。第2回目からまた順次、類似工事だけ、例えば学校の空調施設、学校ごとにまとめて、そういう制度はどうか、導入は。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘の1回目落札したら2回目はもう札を入れることができないという方式につきましては検討してみたいと思っております。500万円以上につきましては主任技術者が専任として技術監督者、業者の方の監督者が必要となっておりますので、なかなか2つの工事、3つ目の工事をそれぞれ請け負うことはなかなか難しいというふうには私たちも考えておりましたが、その辺につきましては十分検討してみたいというふうには考えています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

それから波佐見町の官製談合再発防止検討委員会で議論になったのがまだあるんですけども、その中で携帯電話を使ってやり取りした、それが発端となってそういう事件が起こったということで、第1回目、第2回目もそういうのがあって、全員協議会の中でも、もうこれは止めた方がいいんじゃないかとか、いろんな議論が出ておりました、波佐見町の議事録なんか見ますと。そういうことで、まず携帯電話の取り扱いが本町ではどういうふうになっているか、教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

携帯電話につきましては、職務中は使用できないということになっております。先程、県内の御案内ありました町につきましてはの再発防止検討委員会でも十分議論されているというふうに考えております。突発的な工事、道路パトロールに行くと道路が陥没していたといった所については、すぐさま業者の方に発注をお願いしないといけないところで、当然そこについては携帯を持っていなければなかなか連絡がとれないというところもございますので、それについては今後も研究してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

そうですね、携帯電話をどうしても使わないといけない場合がありますね。例えば水道事業とか、緊急突発的に入ってくる業務もありますし、地元のPTAとか、それから自治会とかの連絡とか、たまたまその業者もそこに役員としておられるケースもあり得るかもしれませんので、やっぱりそういうやむを得ない場合が出てきますね。だから原則は使わない。ただし、そういう例外もあるということで理解してよろしいですかね。

続けて予算作成のための、これも議論されていたんですけども、見積もり依頼の取り扱いが協議されていたんですよ。どうしてもその予算作成をするために参考見積書を業者から取るというのは、もうこれはしょうがないことなんで取らざるを得ない。あるいは新しい技術とか、それから職員で対応できないような技術とか、そういうのは業者との打ち合わせが必ず必要になってくるわけですね。そういう場合に、波佐見町は今回のコンプライアンス・ガイドラインで「できるだけ多くの業者から情報提供の協力を得るとともに、協力依頼が契約の意思表示でないことを明確に伝え、公正性、透明性の確保に努めましょう」という一文を入れています。だから結局予算化されればそれがまた入札にいくわけですから、源流段階からチェックしようという精神なんですよ。そういうことでなっております。今どうされているか、参考見積もりというか、その徴収というのは現状だけ、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますけども。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

参考見積もりにつきましては現在県の基準がございまして、資材単価の決定方法に準拠いたしまして参考見積もりということで徴収をして、その徴収に当たりましては徴収をしたからといって今後の指名とか、そういったものには何ら影響がないというふうなことを申し添えて文書にて参考見積書の依頼をしているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

確かにこの検討委員会では、参考見積書を取った取引先は入札から外すとか、そういう意見も出ておりました。しかし長崎県は入れているということで、一応そういうことで終わっています、先程の説明のとおりですね。そういった厳しい意見も出ておりましたが、御参考に。それからこの法律の内容なんですけども御存じだと思いますけども、公正取引委員会のリーフレット「1分間で分かる」というやつ。この法律を見ますと犯罪が成立する要件がかなり広いですよね。例えばこの1から4まで簡単に言いますと「談合の明示的な指示をしたらアウトですよ」「受注者に関する意向の表明はアウトですよ」「発注に係る秘密情報の漏えいは駄目ですよ」「特定の談合の幫助は駄目ですよ」と4つの類型が。その中で「発注に係る秘密情報の漏えい」となっていますね。そうするとこれは予定価格だけじゃないんです、秘密ですから。秘密ですから今回みたいに入札参加業者を流したらアウトなんです、逮捕されちゃうからね。それからプロポーザルの作成案、これも流したら駄目なんです、実際に逮捕されています。だからこの「秘密とは何か」というのをやはり町の方で整理しておく必要があるんじゃないですか、先程のマニュアルで。私が最終的な目的とするのは、やっぱり職員とその家族を守らないといけないわけですよ。私は民間に勤めていたときに、あるコンプライアンスの担当から「家族が路頭に迷うんだ」と、こういう犯罪を犯したら。それをもう何回も言われましたよ。それがもう記憶に残っていたものですから。だから職員とその家族、町長も含めてですけど、そういうところを守っていかないといけないという基本的なスタンスに立たないと、なかなかこれ実行が難しいと思うんですよ。だからそういう精神に立てば自分のことのようにやっぱり対応できるわけですから、真剣みが増すわけですよ。だからそういうことでこの秘密の整理、それからこの法律は何も入札だけじゃないんです。随意契約も含まれるんですよ。だからそれをマニュアルに是非盛り込んで欲しいわけ。特に随意契約も、先程のプロポーザルもありますし、職員が犯しやすいミスに繋がっていくから、その辺りはきちっとしておいていただきたいと思います。これは答弁する必要ありません。それから今回、波佐見町は教育委員会で起こったんですけど、議事録を見ますと「教育委員会と役場との事務分担はどうなっているか」という弁護士からの質問が、入札とか、契約とかね。そしたら関係部局と教育委員会の契約については「事務委任を行う契約を毎年行っています」という回答なんです。それで本町はどう

なっているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

もちろん長与町の組織規則に謳っており、契約管財課の方では「入札及び契約の総括に関すること」と定めており、それについて業務に取り組んでおります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

そうすると公表されていない事務規則で制定されているということですか。ちょっと私も条例規則を見たけど載ってなかったもんですからね。それは内部規則でそういうふうに取り扱っておられるんですか。取り扱っておられるんならいいですよ。例えば町長の権限はどの部分まで教育委員会に委任するとか。その中で入札とか、契約はこうしていますよとか、そういうのがあればいいんですけど、何もなかったらやっぱり作らないといけないと思いますよ。私が見た限り東彼杵町は作っていましたが、その事務委任の。だからそういうのも必要じゃないでしょうか。そうしないと内部の責任の権限が分からないようになってしまいますからね。もし作ってなければきれいにしていただければと、要望です。作ってないと思いますから是非作っていただきたいと思います。それから職員が言っていましたけど、長崎県町村会が主催している契約事務研修に参加したということで、大変有意義だったっていうのが出ておりました。長与町もこういう研修に、それ以外にもいろんな研修があると思いますけども、参加させたらどうかなという気がいたします。そういう意味で、そういうのは何か考えはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

本町でも町村会等の研修につきましては職員にも案内しており、希望者につきましては受講をお願いしているところでございます。コンプライアンス研修につきましてもちよっと前になりますけれども、26年度に全職員を対象に一度開催をした経緯もございます。こういった研修もたくさん種類がございますけれども、職員の倫理条例に関することも頭に入れながら、しっかりと職員の研修を実施していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

次に公募型プロポーザルに入りますけども、メリットはお聞きしたんですけども、デメリットとして何か考えられるものはありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

総合評価方式と比べ、契約締結までに時間を要するということです。また、交渉不調の場合、次の順位の権利者との交渉になりますので、これについても時間がかかるというところがデメリットになると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

随意契約は基本的には130万円以下になっているわけですね。今年に入っているいろんなものが実施されております。例えば地域福祉計画は682万円、限度額がね。それから婚活イベントセミナーが80万円。ウォーキングイベントが100万円。それからワクチン接種業務運営業務委託、この4件はプロポーザルで実施していますよね。130万円が原則なんですよ。この超えた分があるわけですよ。超えている分はどのような理由からか、そこのところを教えてくださいたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納品に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当します。本町ではプロポーザル方式の実施について要綱とか設置をしておりますが、今後、他市町を参考にしながら要綱などの整備を行っていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

基本的なマニュアルを作って、各課バラバラじゃなくて町役場として統一的なものを作っていただきたいと思います、先程の答弁のとおりですね。あんまり時間がないので、これも選定委員とか、それから選定評価委員とか、こういう言葉を使っておられるんですよ、その意味も、なぜ委員会とか、選定委員とか使っておられるか。それぞれ見ますとそういう定義とかも書いてありませんので、そこのところもきちっとそのマニュアルに書いておかれた方が良くないかなと。敢えてもう聞きませんが、よろしくお願いします。それから経営状況のチェック、先程お聞きしました。先程のは建設工事のみですよ、提出していただくのは。それも競争入札だけ。そうですね、確認だけ。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

そうすると、それ以外のものはチェックしてないわけですよね。私も民間に居たとき、調達も営業も両方経験させていただきました。その中で取引先の経営状況のチェックは、貸借対照表と損益計算書を出してもらってチェックしておりました。同じ社員同士で勉強会もやっていた、見方とか分析。そこで提案なんですけど、こういう会社だったらどこでもそういうのは持つておられるわけですよね。あるいはホームページでも掲載されて、それを使ってチェックされたらどうですか。提案なんですけど。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

ありがとうございます。今後は議員がおっしゃったとおり、その辺りを参考にしながら研究してまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

経営状況のチェックというのは倒産とか、そういう恐れもチェックできますから重要な仕事になるわけですよね。だからそういうのを是非活用してやっていただければと思います。簡単なことです、提出してもらっただけでいいわけですから。ホームページでも掲載されていますから。先程の建設工事で使われる資料なんかは、お金も掛かるわけですよ、申請にね。しかも有効期間は1.7か月ですか。だから、こちらの方がはるかに効率的で良いわけですから、そういうのを使って経営状況のチェックをしていただくということですね。それから債権譲渡は先程お聞きしました。ただ、そのほかにいろんな条件がありますので、長崎県の債権譲渡の取扱い要領をよく見ていただいて、例えば工事完成とか、そういう条件もあるわけですよね。そういう条件も含まれていますので、そういうのも参考にしながらしていただければなと思います。これは答弁要りません。それから債権譲渡は指摘だけさせていただきます。民法の改正が去年ありまして、債権譲渡は改正されているんですよね。以前は債権譲渡に制限がある債権を譲渡した場合、これは無効ですよということになっていた。今回の改正で原則として有効となっていますので、それも総務課を中心にして規則の見直しとか、そういうのを見直す必要があればやっていただきたいなど、指摘だけさせていただきます。それから昔は瑕疵担保責任と言いました。これも名称は変わっております。今「契約不適合責任」となっています。だから今、規則見たら「瑕疵担保責任」となっていますので、これらも併せて見直しをする必要がありますので、指摘だけさせていただきます。それから次、

取引先が倒産した場合の対応マニュアルは作ってないって言われたんですけど、やっぱりこれは倒産したら損害が発生するんですよ、町の方にもね。債権回収が難しいんですよなかなか、倒産したあとはね。だから損害が発生して債権が回収できないとか、そういうのが出てくるわけですね。そしたら納税者のためにも損害を最小にする努力をしていかないといけないということがあるわけですよ。だからこそ倒産した場合のマニュアルっていうのは、そういう意味で私は申し上げたわけですよ。是非、作っていただきたいなと思います。先程東京リサーチですか、倒産情報ね。倒産した情報が入ってくる時はもう遅いんですよ。そこからもうみんなほとんどの債権者が群がってきますから、その中で自分の所の債権を回収しようとする、もうかなりの労力を使うんですよ。だから倒産の兆候とか、県がさっきの債務譲渡の中で書かれてありましたように、不渡りとか、倒産の兆候とか、書いてありましたけどね。やっぱり、そういう情報をすぐ入手する体制っていうのを内部で作っておかれた方が良くないかな。職員にもこういう情報が入ってくるとか、アンテナを張って直ちにそういう兆候が現れたら対策を打たないかんわけですよ。倒産の事例あるんですか。最後にそれをちょっとお聞きしたいです。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

平成13年に1件ございました。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

やっぱり事例としてはあるわけですよ。あまりないケースなんですけど、やっぱりリスク管理っていうことで、しっかりした体制が必要だと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

ただいまの平成13年の件につきましては議員も御承知だと思いますが、平成5年までは完成保証人、工事を完成する保証人がついております。したがって請負業者が万が一倒産した場合は、次の完成保証人が全てその残りの部分をやっていただく。その後につきましては完成保証人がついておりません。したがって履行保証保険の方で、もし損害があった場合には町の方にお金は来ると。保険でお金は来る。ただ、お金だけではなく、町民のライフラインを工事するために発注をしておりますので、お金だけではなく、その分の工事を早く進めないといけないということもありますので、その工事につきましては直ちに工事を発注すると。次の発注先を見つけるということで、今後もそういった方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

それから品質とか、納期の確保はどうしているか。ちょっと答弁としては、もう少し丁寧な答弁が欲しかったですね。「県の規則はこうなっています」というのも、そう言われても聞いている人たちは分かりませんから、ちょっと丁寧な説明が欲しかったと思います。私は議員になりたての頃、長与小学校が建設していたんです。そのときに諫早の体育館でセメントの骨材の種類が違って工事が中断した。それから西海市のプールで梁の鉄筋間隔が本来15センチメートルであるものが20センチメートルになったという報道がありまして、長与小の建設は品質的に大丈夫かと聞いたことがあります。だからそういうことで品質管理はものすごく大事なんですね。防水工事ってやりますよね、天井のあれがもう頻繁に出てくるし、文化ホールでもそういうのが出てくるし、あれは老朽化によるものだと思うんですけど、やっぱりそういうことが起こり得るわけですね。品質管理というのはものすごく大事なですよ。納期管理はもう例がありますよね。高田南の区画整理事業が40年かかっているわけですね。その納期管理は誰がするのか、品質管理は誰がするのか、そういうことを聞いたかったですよね。品質管理は今、監督職員がやっているんですか。あるいは検査職員がやっているんですか。業者は現場代理人とか、それから設計主任技師とかおられますけど、誰がやっているんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

最後の竣工検査となりますと検査担当の課長になります。途中、現場に行きまして、先程言われました鉄筋の間隔であるとか、そういったものにつきましては担当職員の方で検査規程に載っているかどうかというのを確認しております。納期管理につきましては、工事の契約後に工程表を提出していただきますので、担当職員の方で工程を見ながら遅れが出てないかどうかというのは確認をしておる状態でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○議員（内村博法議員）

納期管理とか、品質管理とか、こういうのはもう非常に重要な問題なんですよ。価格を決めることよりもこっちの方がかなり労力を使うケースがあるんですよ。私も民間にいたとき、調達部門でそういう経験ありましたけども。民間の場合はお客様に迷惑を掛けるんですよ、製品の納入が遅れたら、企業の信用も失いますよね。そういうことで納期管理とか、品質管理にはものすごく労力を使っているんですよ。しかし、役場の場合は、エンドユーザーは誰か、顧客は誰かっていうと納税者なんですよ。納税者と町民。品質管理が悪かった、納期が悪かった、それは全部そういう所にしわ寄せが来るんですよ。だから、それを念頭に置いて仕事をして欲しいわけ。そこをこの質問の中で

言いたかったわけですよ。だから漫然と納期管理をやるっていうのは、いけないことなんです。要するに町民とか、納税者に影響があるわけです。現に高田南は換地処分が遅れて所有者が土地の処分益、つまりその土地を入手したら売却益とか出るでしょ。それから賃貸、そういうことで収入が入るわけですよ。そうすると土地の処分益が遅れるわけ。そういうことになるわけですよ。だから常にエンドユーザーのことを考えて、エンドユーザーというのは役場の工事の場合は町民とか納税者になるわけですよ。そこを考えると工事して欲しいわけ。だからこの品質管理と納期管理はお尋ねしたわけです。そのところちょっと丁寧に答えたいと思ってたんですよ。苦言を呈しますが、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。
場内の時計で13時10分まで休憩いたします。
(休憩 11時35分～13時10分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順4、八木亮三議員の①人権を守るためのパートナーシップ制度の必要性について、②長与・時津シルバー人材センターへの補助金についての質問を同時に許します。
1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

質問に入らせていただきます前に1つだけ、今回の質問の大きな1番のテーマ、パートナーシップ制度の導入に関連して昨日大きなニュースがありました。東京都の小池知事が「2022年度中に東京都にパートナーシップ制度を導入する」と都議会にて表明されました。これにより都民約1,400万人が同制度のカバーする人口となります。地方から首都圏への人口流出が問題となっている今、この格差をなくすためにも、このニュースを踏まえて、これから申し述べます質問に是非前向きな御答弁をいただきたいとそうように思い、質問に入らせていただきます。

大きな1番、人権を守るためのパートナーシップ制度の必要性について。同性同士を含むパートナー関係でありながら法的に婚姻ができない二人を、行政が夫婦と同等の関係であると認めるパートナーシップ制度は、これにより夫婦、家族でないと受けられない官民の様々なサービスを受けられるようにするものです。世界約30か国で認められている同性婚が日本では法的に認められていないからこそ必要な、LGBTQを中心とする当事者の人権を守るために地方自治体の判断で行い得る、そして行うべき応急的措置であるにも関わらず、これまで2年間、二度にわたる当該制度の導入を求めた私の一般質問に対し、町長は「同性婚の法制化の動向を注視する」という、そもそもの制度の意義と必要性を理解していない答弁を繰り返してきました。「まずは住民の理解が進んでから」と言いながら何ら理解を進めるための指標も計画も持たない漠然とした答弁も、

人知れず悩み苦しむ当事者の気持ちを真剣に考えたものとは思えません。理解を深めるべきは住民ではなく、行政とその長である町長です。導入自治体が続々と増えたこの2年間で、町長と長与町の行政のパートナーシップ制度についての意識や考え方に少しでも変化があったのか、それともいまだ何も変わっていないのか、以下質問いたします。

(1) 令和元年12月の一般質問の際、総務課長より「パートナーシップ制度の導入自治体と非導入自治体との地域間格差も懸念される。6月に婚姻平等法案の提出もなされて現実味を帯びている同性婚の法制化をしばらく待ちたい」との答弁がありましたが、現実にはその後も同性婚が現実味を帯びたとは到底言い難く、また2年前にはパートナーシップ制度の導入済み、または導入予定、検討中の自治体は合わせて全国78自治体、人口カバー率では日本の人口の約29%であったものが、2021年10月現在では全国209自治体、総人口の約64%にまで増加しております。地域間格差を懸念するのであれば制度利用が可能な人口が過半数を超える今、導入していない自治体の方がこの社会の動向に合わせ同制度を導入することが格差解消になると思いますが、いかがでしょうか。(2) パートナーシップ制度が導入されたとしても当事者がそれを利用できるようになるだけであり、当事者でない人には何ら不利益はありません。この2年間でこれだけ急速に拡大しているのは、それが今の時代と社会、国民が求める進化だからであります。救われる人はいても不利益を被る人はいない人権救済の施策であるにも関わらず、頑なに導入をしないこと自体が行政による性的マイノリティの方々への差別であると考えますが、どうでしょうか。町長の見解を伺います。(3) 来年度から順次実施される本町中学校の制服選択制は、性的マイノリティの生徒への配慮も踏まえてのものと思いますが、パートナーシップ制度も同様に性的マイノリティの人々のための制度であるにも関わらず「町民が理解を求めるのが先」「周知や町民を交えた議論が必要」と繰り返し答弁し、導入を考えようとしていない現状です。「制服は選択制にしてもいいけれどもパートナーシップ制度は認めない」というような声が長与町民の中にあるのでしょうか。この差の根拠は何でしょうか。

大きな2番、長与・時津シルバー人材センターへの補助金について。平成30年に交わされた本町と時津町との間での公益社団法人長与・時津シルバー人材センター協定書において、2町の補助金の割合は「均等割50%、60歳以上人口割50%」と定められており「臨時または特別の各町補助金」についてもそれに準じるものとされています。しかし、今年度一般会計補正予算(第1号)で予算計上されたシルバー人材センター事務局長の報酬を引き上げた分の補助金は、長与町だけが支出しており、時津町は按分しておりません。当該予算についての委員会審査での質疑において「本町を定年退職した職員をこの事務局長に任用するに当たり、長与町が増額分を全額支給する」という説明がありましたが、協定書に基づかない恣意的な支出、按分がなされることは協定書の意味をなくすものであり、公金の支出の仕方として不透明かつ不公正な大きな問題だと思います。この件に関連し、以下質問いたします。(1) なぜ協定書にない負担の仕方に

なったのでしょうか。その経緯及び今回の負担、支出方法に問題はないと考えているのかを伺います。(2) 当該補正予算の委員会質疑の中で「令和4年度の当初予算の協議の際に令和3年度の分も含めて協議し、時津町にも理解を求める」という答弁がありましたが、どうなっているのでしょうか。(3) 公益社団法人は税制の優遇などがある反面、行政庁の認定を得るなど厳しい条件があります。その公益社団法人の事務局長職を行政が職員の再任用先とし、あまつさえ、そのためにはかの再任用職と同等の額に報酬を上げるということは、天下り、癒着と思われても仕方ないと思いますが、何ら問題ないとお考えでしょうか。今後も同様のことをお続けになるのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日午後1番の八木議員の質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、パートナーシップ制度の必要性について。1点目、制度導入が格差解消になると思うかどうかという質問でございます。地域間格差の懸念に関する2年前の答弁では「制度導入の有無が格差に繋がるということではなく、パートナーシップ制度が法律に基づく制度ではないため自治体によって内容が異なっており、格差となってしまうのではないかということが報道上で懸念されている」との答弁をいたしました。今でもその状況は変わっておらず、パートナーシップ制度の取り扱いが各自治体によって異なるため、その考えは変わっていないところでございます。2点目の制度を導入しないことは性的マイノリティへの差別であると考えerかどうかという質問でございます。パートナーシップ制度につきましては、異性間の婚姻と同様なサービスや社会的配慮を受けやすくするための行政サービスの一環であり、性の多様性を尊重する取り組みの手法の一つであると捉えております。本町におきましてもパートナーシップ制度について否定するつもりはございません。反対に性的マイノリティの方に対し、理解や共感を示すよう取り組みを進めているところでございます。性的マイノリティに限らず、人権問題については大所高所から検討すべき課題と捉えており、制度を導入しないことが差別であるとは考えておりません。3点目の質問でございます。制服の選択制を認めても、パートナーシップ制度は認めない根拠は何かという質問でございます。中学校の制服選択制につきましては、トランスジェンダーの生徒への配慮だけでなく、防寒性や機能性を高め、学校においても誰もが過ごしやすい教育環境づくりのために有効な手段であると判断された結果でございます。制服選択制とパートナーシップ制度につきましては、対象者や目的等が異なることから、検討経緯も異なっているところでございます。性的マイノリティの方々の最優先課題は、日常生活の中において周囲の理解が得られること、日々の生活の中で困難を抱えることなく、孤立することなく、多様な性の方が身近にいることが当たり前、そう思える社会にすることだと考えております。

続きまして大きな2番目、長与・時津シルバー人材センターの補助金についての質問でございます。1点目の協定書にない負担の仕方になった理由及びその経緯と負担、支出方法についての考え、2点目の時津町との協議状況というのは関連がございますので併せてお答えをいたします。議員の御質問にもございますように、令和3年度補正予算（第1号）の委員会におきまして、長与・時津シルバー人材センターへの補助金について「今回の差額分の支出はおかしいのではないか」との御指摘があり、所管課といたしましても「再度両町で協議を行う」と申し上げ、現在も協議を行っているところでございます。両町で協議を進める中、今回の差額部分につきましては協定書内で定めのある「疑義が生じた事項については、そのつど二町で協議して決定するもの」に当たり、協定に則り両町で協議を行い長与町が負担するという結果となったもので、協定書に沿った支出との考えに至っております。次に3点目、公益社団法人の事務局長職を再任用先とし、再任用職と同等の額に報酬を上げることについての質問でございます。シルバー人材センターは、その地域における高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持、増進など、地域社会の維持、発展等を推進する事業を行う公益性の高い法人という観点におきまして、公的な機関である行政職の経験がある方を事務局長にという考えから、シルバー人材センターより「退職者を紹介して欲しい」との御相談をお受けすることはあり、その場合は長与町や時津町の退職者を御推薦することもあります。採用の決定はあくまでもシルバー人材センター理事会が承認するものでございます。また、事務局長の給料につきましても決定は理事会でございます。ただ、シルバー人材センター事務局長の職責等に値した給料の額について、その職務の内容は行政職と類似しているところも多くありますので、長与町、時津町、シルバーで協議を行う際に、職務の内容等を把握した上で、その仕事の難易度や社会情勢を鑑み、給料の額をお示しすることもございます。今後もシルバー人材センター会員の皆様や職員の皆様がスムーズに業務が行えるよう協議をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、大きな1番の再質問に入らせていただきたいと思います。差別とは考えていないということですね。先程のとおり東京都でも導入をされるようになり、同性婚という法律がない中で、このパートナーシップ制度っていうのは当事者にとって唯一の同性婚に代わるものだと思うんですね。もう少しこの2年間の変化の中で違う答弁がいただけるかと思ったのですが、それも含めて順を追って再質問をさせていただきますが、パートナーシップ制度について、先程答弁にありましたように各市町によってちょっと内容が異なるということ把握されているということは、本町でも一定の調査研究は行われていると思うんですが、改めて今回の質問でパートナーシップ制度のことを聞く町民の方もいらっしゃるかもしれませんので確認ですが、この自治体のパートナーシップ

認証制度を受けると、法的には婚姻はしていないカップルにもどうということが可能になるか、その官民のサービス等、これはどういうものがあるかというのをどうお考えかお答えいただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

例えば、医療機関での家族としていろんな病状のことを聞くことが可能になったりですとか、あとは生命保険会社とか、いろんな保険会社の中で家族として認識をしていただいて保険の受け取りができることであるとか、あとは民間事業者の方のいろんな家族割とか、そういったサービスを受けられたりとか、そういうサービスが民間の方でも受けられているのではないかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今おっしゃったとおりのようなサービスがありまして、そのほかにも、これも自治体によりますが公営住宅へ夫婦と同様の関係として入居申し込みが可能になる。もちろん、公営ではない賃貸等の契約でも家族という理解が得られやすくなる。あとはこれも官民間問わずですが、勤務先で家族と同等の福利厚生が認められるというようなことがあるかと思えます。改めてお考えいただきたいんですが、今のパートナーシップ認証があればできることというのは翻って言えば、パートナーシップ制度が無い自治体に暮らす当事者の方々にはできないことなんですよ。例えば、長崎で言うと長崎市に住んでいるカップルには可能でも、長与町に住んでいる方にはできない。やはり一部の内容に差がある、無いじゃなくて、このサービス、今おっしゃったメリットが1個も受けられないか、どれかでも受けられるか、これはもう大きな差だと思うんですよ。この差を解消するのに、この制度の導入以外にはないと思うんですけども、ほかに何か方法がありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

サービスを受けられるか、受けられないかという点では、確かにこの証明をすることによって、あとはそのサービスを提供する側がそれを認めるかどうか、ですから同じ所、同じ市町村で証明をしたとしても、企業側の方がそれを福利厚生として認めるかどうかというところも一定企業の方に委ねられておりますので、全てが平等というところは非常に難しいのかなというふうに思っております。私もいろいろ人権っていう観点で考えたときに、このパートナーシップ制度の導入というのは、議員おっしゃられるとおり人権対策の一つだということで捉えております。全く考えていないってことではなくて、どういった制度を作った方が皆様にとって幸せな制度になっていくのかというところを

一番考えているところで、長与町では「まだその声が無いからしないんだ」ということではなくて、実際に声が上がっているという所がほとんど無いんですね。既に導入している所っていうのが、やはり当事者団体ですとか、支援団体の方々といろんな意見交換会をしながら制度設計を一緒にやって導入をしていく。そういうふうにしてもなかなか皆さん全員の理解が得られなかったりですとか、満足のいく制度にはなってないですとか、制度を導入したけれどもいろんな不手際なところが残っていたりですとか、いろんな声もお聞きをしているところです。もし長与町で本当に導入をするのであれば、実際に当事者団体なり、支援者団体なりと意見交換会をしっかりとさせていただいて、どういったふうに制度を構築した方がより良い制度になるのかっていうところを、しっかり意見交換なりして把握をさせていただければなというふうに思っているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

それもこちらの側から導入する方向にあるから、それをより良い制度にするために意見を聞かせていただきたいと、当事者団体や専門の方なんかは何って初めて実現するんじゃないですかね。何もない、その予定もない状態ではそもそもそういう協議というものが、外部の方と行うきっかけがないと思うんですけれども、どっちなんですかね。導入する方向にあって、今そういう方々との協議も行うということで検討されているんですか。それとも、当事者団体等の方から求めて言ってこないと行わない。どちらですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

毎月、人権相談等もさせていただいているところで、匿名でももちろん相談を受けられるんですけれども、まだ今のところは相談があっていない。県内全体でやっている人権相談についても、長与町の方からのそういった御相談は今のところ入っていないということを確認しております。長与町が先にパートナーシップ制度を導入しますという宣言をしないと、なかなか声が上がらないんじゃないかっていうことなんですけれども、まずは困り事、何に困ってるのかっていうところの相談があってから、そこからのスタートかなと思います。全くニーズが無いとは私たちも思っておりません。実際、今12人に1人がそういう方々だということが言われておりますので、きっと身近にいるんだろうなというふうには把握はしております。ただ、その方々の一番の困り事が何ですかっていうことを聞いたときに、やはり「周りの理解が得られない」「いろんな冷やかしがある」そういったところが一番苦痛になっているっていうのが、いろんなアンケート調査で見えてきております。それは長与町ではなくて全国的なことだったり、昨年県のアンケートもありましたけれども、一番困っているのは、やっぱり理解が得られないことということでございました。あと家族の理解が得られない、周りの人の理解が得られない、

そういうところで例えば学校にいる子どもたちであったり、就職をする際であったり、高齢者も障害者もいろんな施設を利用するときどうしても男女の区分けがしてあるというところで、困り事というのは非常に多岐にわたっております。そのたくさんある困り事っていうのが、このパートナーシップ制度だけではとてもカバーができないような状況でございまして、一番理解をして欲しいというところが皆さんの願いではないかなというのを感じており、やはり人権教育であるとか、人権啓発であるとか、そういったところをもっとやっていかなければいけないんじゃないかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

さっき通告の方でも少し触れましたけれども、理解を深めるというのはものすごく漠然としていると思うんですよ。別に町民が、アンケートをとったわけでも、例えば何%の人がこういう性的マイノリティの方の課題を認識しているとか、指標がないわけですよ。その何%の住民が理解したら導入を考えると、そういう中で理解を深める。もうこの質問2年経って、もっと言うと、私が議員になる前に同僚議員からも同様の制度を求める質問も1年前に出ています。これだけ長い期間あっても実際に、具体的に、今の答弁でも導入するというお答えではない。でも否定するものではないっていうのは、当事者からしたらどっちなんだというか、非常に不安というか、はっきりしないと思うんですよ。長与町は第10次総合計画の中で人権の尊重という項目を挙げていますが、この人権の重要課題に「性的マイノリティの人権」挙げていますよね、前も言いましたけど。この中で人権侵害されたと思ったときの対応という調査がそのページにあります。一番多い回答が「だまされてしまった」51.9%、そういうのを紹介して「このように、依然として社会的弱者にまつわる様々な人権問題が存在しており、不安を抱えたり、生きづらさに悩んだりしている人がいます。」と書いているんですよ。つまり人権侵害、そういう差別受けても、黙って我慢している人がこれだけいるっていうのは長与町も認識しているということだと思うんですよ。その中でさらにそういう具体的な相談が無いっていうのは、やっぱり声を上げられない方に寄り添っているとは思えないんですよ。さっきの東京都の昨日のニュースで、小池百合子都知事の都議会での説明の中で「この制度導入によって生活上の困り事の軽減に繋げ、多様な性に関する都民の理解を促進する」と言っているんですよ。こっちが私は正解だと思うんですよ。理解を促進するために社会がこういう制度を持って、今もうこういう制度が必要で求められている時代だという、もう社会が変わっているということ、むしろ人々に知らしめて理解を促進する。順番が逆だと私は思うんですが。もう1つ、ここに長崎新聞の記事がありまして、今年の10月26日、政治へのまなざしという記事なんですけど、この中で長崎市でパートナーシップ宣誓をした女性同士のカップルのことを紹介しているんですけど、この記事の中に長崎の性的マイノリティ支援団体の代表の言葉があります。それが「行政や司法

も変わりつつあるが、判決や制度導入を待たずに亡くなった人もいる。今、変化を必要としている人たちのことを忘れてはいけない」、こう思わないですか。理解が必要とかっていうのを行政がずっと言い続けてもう2、3年経っている間に、やっぱりそれを待っている方、いつまで待たばいいんだと思っている方、声を上げられないけれどもきつといると思うんですよ。もうこれだけ大きく世の中が動いて、東京都も導入する。これでまたいわゆる都会と田舎では、社会の、言ってみれば進歩の度合いと言いましょうか、こういったものへの考え方の差が開いて、ますますこれからの時代の若い人なんかは、やっぱり進歩的な都会を目指すんじゃないかと私は思うんですね。やっぱりこの地域間格差をなくすためにも、今待っている当事者の方のためにも、やはり長与町が県内で長崎市に次いで導入する、長崎市に次いで2番目に進歩的な町であると、排他性や閉鎖性の無い町であると示すべきときじゃないかと思うんですね。先程の都知事が2022年度中にといい具体的な数字を挙げて、きっと非常に喜ばれた方多いと思います。どうでしょう、来年度っていうのはもちろん難しいかもしれませんが、できれば導入をする方向なのか、それともやっぱりまだ、いまだにそうやって理解を深めるのが先と言うのか、改めて御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり、九州沖縄で1つの県、それと17の市町の方でパートナーシップ制度がされております。したがって、本町といたしましても多様な性の在り方、それと人権の尊重につきまして未来に希望が持てるような社会の実現のために、先程御案内ありましたが長崎市の支援団体とも協議をして、今時点で前向きにというのはなかなか言えないんですけども、今後、重ねて協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

結構当事者の長与町にお住まいの方は、町のそういう答弁といいましょうか、方向性、すごく期待しているというか、待っている方もいると思います。私はもう少し去年と比べて随分違うなという答弁をいただけたと思ったのですが、ちょっとまだそこまではいかなかったのかなと思います。今、私が質問の中で申し上げたことを是非当事者の方々のそういう声として受け止めて検討していただければと思います。これはもう2年も言い続けていますので、この質問については終わりたいと思います。

大きな2番のシルバー人材センターの補助金についてですが、最初に一つ申し上げておきたいのは、私はこの質問を通していわゆる公務員叩きのようなものをするつもりはありません。基本的に公務員の皆さんを、全ての国民が安心して日常生活を送るための基盤である治安の維持や健康医療、福祉、教育文化の管理や運営、日常的に使用するイ

インフラの整備から万一のときのセーフティネット、災害時の対応など、時には住民の命にも関わる必要不可欠な業務に、専門的な知識と良識を持って当たっていらっしゃる優秀な方々だと思っていますし、その能力や職務に合う十分な給与や待遇はしかるべきものと考えております。とは言え、ある民間の人材派遣会社の2017年の調査なんですけど、65歳以上の人への調査で「働く意欲はある」という方のうち20%は実際に働いていない。意欲はあるけど再就職が難しい高齢者の現状が実際にあるんですね。その中で、公務員の皆さんが退職をしたあとまで民間との差があるっていうのは、やはり私はちょっとおかしいと言いましょか、どうなのかなと思っています。これについては別に私が個人的におかしいと思っているだけではなくて、公金を扱うという特性上からも、不正や癒着が起きないために地方公務員法第38条で「地方公共団体は退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする」と規定されているわけですよ。これらに鑑みて、今回の事務局長の任命及び報酬改定はやはりちょっとおかしいんじゃないかと思って、質問をさせていただいております。最初の(1)、(2)への御答弁ですが、事務局長の給与が増額したのを全額長与町が負担したということについては、協定書の第4条及び第5条「疑義が生じた事項はそのつど二町で協議する」という条文に基づいているので、協定書に基づいてないという指摘は当たらないということですね、改めて。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では改めて伺いますけれども、この2町で共同して補助金を出している法人の人事について、その片方の町から疑義が出るような人事及び給与の増額が行われること自体が、そもそも問題じゃないかと思うんですね。時津町が按分に納得いかないなら「給与を増額した分の補助金は長与町が全額出しますから、それでいいでしょ」みたいな解決法ではなくて、本来の補助金負担の割合どおり負担するような人事になるように協議して、疑義を解消する。それが私はこの第5条の趣旨だと思うんですけど違うんですかね。そもそも時津町から疑義が発生するような人事と給与改定になったことが問題だという認識、正当な按分になるような、結論に至るような協議をするべきだったというような御認識はないんでしょうか。どうお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

補正予算を組む前、3月になりますが、急々でシルバー人材センターの事務局長が退職されるというような事実が出まして、シルバー人材センターの方から「どなたか」ってということで、御推薦というか御紹介というか「いませんか」ってというようなお問い合わせがあったという緊急性もございまして、そこから3月の中旬ぐらいだと思いますが、時津町の方と協議を何回も重ねてまいりました。ただ、どうしても時津町といたしまして、長与町もそうだったんですけれども、当初予算にのせることができない。あと補正予算でも協議が必要だということでもございましたので、長与町の方で負担をするというところで解決を図ったところではございます。令和3年度につきましては、このような状態で協議を行って、今長与町での負担にはなっておりますが、今後、この分が令和4年度、その後ならないようにということで今回の御指摘も真摯に受け止めております。これをもって長与町と時津町と今協議を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

「令和4年度には長与町だけが出すとかいうふうにならないようにする」と今おっしゃったと思うんですが、これは事務局長の給与がまた変わるということですか。前年度でいうと月額17万5,500円だったのが現在は20万4,160円と2万8,660円も上がっているわけですが、これが元の額に戻るといえることでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

人事のことに关しますので、私の方でお答えをさせていただきます。給与につきましては、令和2年から令和3年に変わるときに事務局長の仕事内容について精査をいたしまして、ちょっと事務局長の仕事量を増やしていただきました。従いまして令和3年度で給与が上がったというところでございます。令和4年度につきましても、今後、仕事の内容をまた精査をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。従いまして給与が令和4年度上がるかどうかにつきましては、検討中でございますので、それについては今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私も月額17万5,500円だったものが、年度が変わったら急に2万8,660円も上がるっていうのは、仕事の内容が同じであれば非常におかしいなと思っていたんですが、じゃあ内容等が異なるというか増えたとか、一応理解はいたします。それでも、そもそもこの協定の第4条に「センター事務局長の任命及び給与制度等の改正については二町の町長で協議し決定するもの」とあるわけなんですけど、答弁にもあったとおり公益性

が高いとは言え、公益社団法人っていうのはあくまで民間の組織ですよ。この特定の民間企業の特定の役職の任命及び給与について、町長が協議して決定するっていうこの協定の条文、何か法的な根拠があるんでしょうか。あと、その目的は何ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

この協定書は平成30年に作られており、第4条についての法的な根拠というのは無いかなと思います。ただ、こちらに決定するものというような一文がございまして、強い語句にはなっているところですが、長与町、時津町の所管としては、シルバー人材センターへ事務局長を決めるのはシルバー人材センターですので、推薦する際にどのような方が良いかということを協議し、決定するというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

それがよく分からないんですよ。何かもう、長与もしくは時津町からシルバー人材の事務局長は行くことが前提という話になっているのではないですか。長与・時津シルバー人材センターの役員の報酬等及び費用に関する規程がありますが、この中で「常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給できる」とした上で「ただしセンターの事務局長が常勤役員を兼務する場合は役員としての報酬等は支給しない」というような文言がありまして、センターの事務局長だけにこんな但し書がついているというのは、私は不自然じゃないかなと思うんですよ。役員報酬は支給しないけれども、いわゆる給与はとにかく別枠で設定したいというか、そういう意図を、これがさっきの協定書の内容と照らし合わせればなおさらそういうふうに、このポストはもうとにかく2町の町長で決めるんだというような、退職者をあてがうのが前提のように思うんですよ。総務省の自治行政局が平成26年の地方公務員法の改正の際に作成した「地方公務員の退職管理の適正の確保について」という資料に、地方公務員法第38条の6の第1項について、職務の公正な執行及び住民の信頼確保の観点から、地方公共団体は退職管理に適切な対応をする必要があると。その例として、職員がほかの職員、または元職員の再就職を斡旋することの制限というのがあるんですね。これに当たらないんですか。もちろん法律は適切な措置を取ってくださいというだけで、直接的に斡旋を禁止するとか文言はない。ただ、適切な対処をしてくださいという例として、そういう斡旋の制限というのがあるんですね。町長は地方公務員法の対象外ですが、協議してこの人って決めるっていうのは、むしろ職員以上にある意味、力のある町長が改正地方公務員法の趣旨に逆行と言いましょうか、ちょっと当てはまらない、そういう民間の公益法人の事務局長の任命を決定するというこの協定、見直すべきじゃないかなと思うんですが、いかが思われますか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

シルバー人材センターの事務局長の人事及び給与等、協定書の第4条につきましては、今回議員よりこのような御指摘を受けました。これにつきましては、長与町と時津町で協定を結んだものになっており、まだ令和4年度分も協議をしている途中でございます。協定書の内容につきましても、再度、協議を重ねさせていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

先程申し上げたとおり、65歳を過ぎても仕事を求められている方は今結構いらっしゃる。老後の資金が厳しいとか、今話題にもなっていますし、働く意欲のある方いらっしゃると思うんですね。それで、普通にハローワークなんかで週4日勤務で20万4,160円もらえる。ちょっと勤務内容を知らないのであまり言えませんが、これだと応募してくる方いるんじゃないかなと。その中には、別に役場のような行政関係者だった方じゃなくても非常に優秀な能力を持った方、いらっしゃれば全然それでいいんじゃないかと思ひまして、あらかじめ町長が協議をして決めるというのはよくないんじゃないかなと思っておりますが、先程ちょっと検討していただけたということでしたので、この協定に関してはそうしていただきたいと思いますが、最後に先程の地方公務員法の趣旨に則って、例えば大阪市は職員基本条例を定めており、明確に外郭団体等への再就職の禁止という条文があり、勤続20年以上、または部長課長の職に就いたことがあるものは、離職後に外郭団体や市が負担金、補助金、その他財政的援助をしていて、その財政的援助がなければ運営に多大な影響を持つ法人や団体に就職することができないと定めているんですね。あと神奈川県職員の退職管理に関する取扱要綱で、やはり再就職の斡旋の禁止というのを明記しております。これが地方公務員法が求めている地方公共団体の講ずべき措置だと私は思うんですが、総務省が言うところの住民の信頼確保のためにも、退職者や職員の再就職依頼やあっせんがいわゆる天下りと言われるものに該当して、しかもそれがあまりよくないものとお考えいただけるならば、長与町の退職管理に関する条例にも同様な条文を入れたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

シルバー人材センターにおきましては、その生い立ちですね、できたときの経緯もあります。それはまた後程所管から説明させますけれども、シルバー人材センターそのものっていうのは今非常に重要なポジショニングなんですね。やっぱり卒業された方がもう一度働く、社会に復帰するということですので、そういった面で言えば、別に長与町、時津の職員じゃなくてもいいわけですよ。ただし17万円いくらでは、厳しい仕事の中

で人の来手がないと。お金を上げないと一般から公募しても来手がないということなんですね。それで考えた上に、じゃあ少し金額を上げましょうかということでございます。もう一つは、やっぱり大変難しいんですよ、あそこの仕事は。長与町と時津町もシルバー人材センターに関わる比率は違います。長与町の方がやっぱり高いんですよ、いろんな意味で、入っている人たちの数も含めて。そういった面では温度差もございます。そういう中でシルバー人材センターがいかんしてうまく機能していくかというようなことを考えながら、であれば、今回良い人材がいたんで長与町職員のそういう方の中からもらおうとか、時津町の人の中からもらおうという話になりますけれども、でも、一般公募したときにやっぱり来てもらわなくちゃいけないと。長与も時津もそんな豊富な人材はいないんですよ。もうどんどん少なくなってきましたから、退職される方が。そうすれば一般公募でも入っていただきたいという気持ちもあります。そういうシルバー人材センターの性格っていうんでしょうかね。そういったものもあるということを認識していただきたいなというふうに思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

町長のおっしゃることも一定は理解するんですが、先程のとおり例えば大阪市であったり、その他そういう団体、公益社団法人等への就職は禁止する。実際にそれを条例化して、その中で当然大阪市にもシルバー人材のようなものもあろうかと思えますし、その他多数公益社団法人あって、機能してないことはないと思うんですよ。やっぱり人材を適切に見つけていけば運営はしていけると思っていますので、先程のとおり、総務省が言うところの住民からの信頼等を得るためにも、天下りのように思われるような、そういったものを先程の協定書のような形で定めても、ある意味では規定しているというか、そういうものはやっぱり見直していただきたいですし、可能であればそういった条例化等も今後考えていっていただければとは思っております。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時01分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、浦川圭一議員の①給食費の公会計化への移行について、②小型家電のリサイクル促進について、③東高田橋周辺の交差点改良についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは早速、質問に入らせていただきます。①給食費の公会計化への移行について。

現在、令和5年度からの公会計化への運用に向けて準備を進めているとのことですが、以下について質問をいたします。1点目、公会計で運用することによるメリット、デメリットを伺います。2点目、県内21市町の動向を伺います。3点目、公会計移行に係る新たな財政負担はどのようなのか。システム構築等の初期費用と運営に係るランニングコストなど、試算額をお伺いいたします。4点目、昨年12月議会において「公立学校における学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することを目的としております」とその必要性を述べておられますが、本町における教員の業務負担の現状を伺います。これは給食費の徴収に係る業務負担の現状ということでございます。

2番目でございます。小型家電のリサイクル促進について。パソコンや携帯電話、ゲーム機といった小型家電に含まれる金などの金属は、分別されずに埋め立てられるなどして有効に活用されていない現状であり、また、機器のデータ処理方法などに不安を感じ、使わなくても家庭に保管したままの人も多くいると言われております。本町のホームページで不用パソコンの処理方法を検索すると、メーカーに依頼するか、一般社団法人パソコン3R推進協会という所へお問い合わせくださいという案内が示されておりますが、その手続きの煩わしさもあり、処分したくても躊躇している人も多くいるのではないかと考えております。去る10月21日に長崎市が小型家電に含まれるレアメタル（希少金属）などの再資源化に取り組む民間事業者と、家庭の使用済みパソコンなどのリサイクル促進に向けた協定を結んだとの報道がっております。本町においても同様の取り組みができないかお伺いします。

3番目でございます。東高田橋周辺の交差点改良について。現在、高田川の改修事業と併せて整備が計画されております。町道東高田天満宮線の完成を見越して、東高田橋周辺の交差点改良が必要と考え質問いたします。新たな町道が橋の手前で町道東高田三千隠線に接続することで、橋を渡って県道へ出入りする車両が多く増えることを想定しております。そこで現状の横断歩道、信号機等交通安全施設を橋と県道が接続する交差点部分に移設して新たに整備することが、交通安全上重要であると考えておりますが、新たな町道の供用開始に合わせて整備すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをいたします。2番目の小型家電のリサイクル促進についてのお尋ねでございます。小型家電につきましては、現在役場1階玄関ホールに小型電子機器専用回収ボックスを置いており、回収量も平成26年度以降、年々増加をしており、一定の成果が上がっているものと考えているところでございます。また、

長与・時津環境施設組合におきましては、燃やせないごみや粗大ごみの中から選別、ピックアップし、リサイクルを行っている状況でございます。今回御提案いただきましたパソコンの処分につきましては、本町におきましても長崎市と同じ民間事業者と現在、早期の協定締結に向け協議を進めている状況でございます。続きまして、3番目の東高田橋周辺の交差点改良についてのお尋ねでございます。議員御指摘のとおり町道東高田天満宮線の供用開始後、県道への交差点に出入りする車両が多くなることも考えられますが、供用開始前に増加台数の想定が困難であるため、警察や県などの関係機関との事前協議については、現在のところ難しいものと考えております。しかしながら横断歩道や信号機の移設につきましては、今後、交通量の状況や地元の意向を踏まえながら、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では浦川議員の御質問にお答えいたします。1番目、給食費の公会計化への移行についての1点目、公会計で運用するメリット、デメリットについての御質問でございますが、メリットとしては文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に示されておりますように、教職員の負担軽減、町予算に組み込まれることによる給食費管理の透明性担保、一般会計による安定した予算執行が挙げられます。デメリットとしましては、システム構築や利用に係る町の財政負担増、教育委員会職員の業務量増加が考えられます。2点目の県内21市町の動向についての御質問でございますが、現在実施済みの市町が4市、準備中が6市町となっております。他の11市町につきましては、給食センターや各市町の給食会で業務を行っております。3点目の公会計移行に係る財政負担、システム構築等の初期費用とランニングコスト等の試算額についての御質問でございますが、システムとしては本年度、本町の既存のADⅡを改修し、既に利用済みの学齢簿システムと連携させることを予定しております。財政負担に関しましては、令和4年度にシステム構築等で約230万円程度、令和5年度以降のシステム利用料等として、年間約120万円程度を見込んでおります。4点目の本町における教員の業務負担の現状についての御質問でございますが、給食費の徴収に関して各学校の教員が行っている業務としては、出納簿や決算書の作成、振り込みデータ、支払いデータの送信、振替不能者、滞納者への文書や電話による請求、督促等があります。また家庭の状況によっては相談を行ったり、関係機関に繋いだりすることがあり、各学校によって異なります。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは通告順に再質問をさせていただきます。まず給食費の公会計化への移行につ

いて、昨年12月に本会議の中で同僚議員の質問に対して、「令和5年からやるんだ」と公式に言われたのは、それが最初だったのかなと思うんですが。私も公会計化で取り組むようになるんだなあというのは思っていたんですけども、今年9月に同様の進捗状況の質問があって、そのときに、例えば他市町の状況であるとか、いろんな調査をしているんだということで、それを聞いたときに順番が、私どもの認識からいけば通常そういう調査をされて、検討をされて、そして公会計に移ろうか、移らないかというところで決定をされるんじゃないかなと、そういう気持ちがしまして。まずそのどんと、もうやるんだということを先に示されて、あとからそういう調査を今やっているんだということでしたので、私も何のためにこれをやられるのかがよく分からなかったもんですから、今日はしっかりと公会計化でやるのが重要なんだとか、必要なんだとかというところを是非お示しをしていただきたいなというのを質問をしております。そういうことで、まず真っ先にお聞きしますけど、今、私会計で運用をされていると思うんですが、何か不都合があるとか、問題があるというような、そういうのはあるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

大きな不都合というのは発生しておりませんが、教育長の答弁にもありましたように、教職員であったり、図書校務員も一定業務をしておりますので、その部分で業務の負担が大きいものがあるというところでは。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

さほど問題は無いということなんですけど、先程4点目の答弁の中で教職員の負担について現状をお伺いましたら、いろんな出納簿とか、決算書とか、ほかにも言われたようでしたけども、そういったものの関係でいろいろ対応をされているんだということだったんですけど、今年9月の答弁の中で「一般的に公会計の導入によって一校当たり年間190時間の業務削減効果があると示されている」と。これは文科省がガイドラインで示しているということで答弁をされているんですよ。だから、本町の場合どれくらいの削減になっているかなというのをお聞きしたかったんですけど。これと比較してですね。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

学校規模ですとか、単独、あるいは共同調理場の別、それと未納者の数等によっても大きく異なりますので、一概にこれだけの時間って言うのはなかなか難しいんですが、概算で各校から調査したところによりますと、管理公社雇用の図書校務員を除く教職員、教頭であったり、担任であったりというところになりますけども最も多い学校で110時間、

図書校務員の方で最も多い学校で480時間、年間ですね。ですので、多い方同士で足すというのは果たしてどうかと思いますが、おおむね200から多い学校ですと400～500時間ぐらい、教職員と図書校務員で負担してるというところになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今、聞いてみたら結構な時間、この作業に時間を費やしておられるんだなあとはっきり分かりました。何でこれ聞きますかと言いますと、今までもこの公会計の件については常任委員会等の調査の中でも議論になったことがありまして、そのときの教育委員会側の答弁を聞きますと、先程、図書校務員という話が出てきましたけども、本町においては図書校務員の方々に通常の勤務時間に支障がない程度の範囲でこの事務をやっているんだと。だから先生方は、この事務についての負担はほとんど無いんだということを私ども説明を受けていたものですから。そして、先程冒頭に聞きました「現状の私会計の中でも問題が無いんだ」ということも言われていたものですからね。私の中では、何のためにやるんだろうというのがずっとありまして、こういう質問したんですが、先程の説明では、図書校務員がかなりの時間を割いてこの業務に関わっておられるということで、現状、図書校務の本来の仕事の方はかなり支障が出ているんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

図書の方の仕事に支障が出ない形でやっております。ですので、時期的なものもございしますが、その分の業務については教職員の方の担当ということにもなりますし、先程議員御指摘のように図書校務員は勤務時間内での無理のない形での業務ということですので、未納者への督促であったりという部分は、帰ってこられてからじゃないと連絡がつかなかったりいたしますので、その分を教職員が行っているという現状がございします。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今、問題無いものを新たな取り組みに変えていくんだということですから、よっぽど今より良くなるんだというところで示していただかないと、なかなか私どもも理解ができないという部分がありますので。そういった面で私が一番考えたのが費用対効果の話で、問題無いのであればそのままが良いんじゃないかなという思いがあったものからです。それより、より良くするんだというようなことだと思っんですけども。そういった中で実際先程聞きましたけども、初期費用が最初の年度で230万円、5年度以降が120万円と言われたんですが、これはシステムの使用料の話であって、特段これを始めることで新たに人件費とかは掛かってこないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

現状では教育委員会の方で対応をしたいと。その部分もありましてシステムを導入しないと、今度は教育委員会の人間の方が大変な業務量になりますので、導入を検討したというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。それと児童手当からの引き落とし、未納の家庭についてこういう対応もされているということで前回答弁がされていたんですけども。私が今回いろいろ調べた中では非常に有効な徴収の方法であって、これ未納に限らず一律この方法で徴収をするというような自治体も結構あるようでございまして。これは何でかと言いますと、まず「保護者の負担が少ない」ということと「口座振替と異なり学校給食費を確実に徴収できる」そして何より「地方公共団体の手数料等の財政負担が発生しない」ということで、未納家庭に限らず児童手当からの徴収を推進している地方団体がありますってことを書かれてあるんですが、今後の対応として、この徴収方法は考えておられないのか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

一律の徴収は考えておりません。と申しますのも、現在も引き落としができない家庭については、同意書をいただいて引き落としをさせていただいておりますが、その同意書をいただいても引き落としができないという家庭がやはりございますので、一斉にしたとして徴収率が上がるとは言いきれませんので、必要な家庭に個別にお願いをするという現状の形が望ましいかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

徴収率を上げる、上げないとは別に、これでやったからって下がることはないと思うんですけども。先程言いましたように「引き落としとか、振り込みとかということを考えている」ということを以前の答弁の中で言われているんですが、そうすると一定の件数があれば額もかなりなものになるのかなというふうなものを考えておるんですけども、そのランニングコストは聞かなかったですね。そこはどれぐらい掛かるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

その点に関して確認をして、後程お知らせしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ランニングコストということでお聞きをした中には当然、私の中ではそういうものも含まれたもので総額を言っていただけのかなと思ったものですから。改めて先程申しましたように、児童手当からの申し出徴収については手数料等の財政負担が発生しないということで、一般の納入者について、全ての人にこれをまずお願いするというような自治体もあるということが書かれてありましたので、これでいけば問題なく払ってくださっている人は、よっぽどのことがない限り「いいですよ」と言ってくれるんじゃないかなと思うんですね。中には法的に国家公務員とか、いろいろできない方もおられるようですが、その方たちは例外としてでも、まずはこの方式で徴収させていただくんだということにすれば、その部分でのランニングコストは、結構私は抑えられるんじゃないかなあというふうな気がしているんですけども、そこを是非研究をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんから集める税金を使うわけでございますので、なるべくランニングコスト等経費が掛からないような形で検討してまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

大体分かりました。是非、のちのち何のためしたのかというようなことにならないように、しっかりした対応をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に小型家電のリサイクル促進についてでございますけども、先程の答弁で「今もう民間の事業者と協定を結ぶような準備をしているんだ」と。早急に結ぶ準備をしているということですので、これは何も言うことはないんですけども、1点だけ。先程「住民が役場の1階に持ってきて、置けるスペースを準備している」ということも言われていたんですが、例えば協定を結んだときに、捨てる側の住民は現状より少しは処分はやりやすくなるのでしょうか。今ホームページを見ると、電話をしてくださいということしか書いてありませんので、少しこの処理が手軽にできるようになるのかなあ。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

協定締結後の話として、基本的には各家庭の方に取りに行く形になるんですけど、そ

のとき決まっている業者が取りに来て、無料で回収してくれる。入れる段ボールとかも決まったものはないですので、今後は、パソコンがあれば、ほかの小型家電等も一緒に入れていいという形になりますので、進んでいくものかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。随分捨てやすくなるような環境になればいいかなと思っております。

最後に東高田橋の交差点改良でございますけども「新しい道路が出来て、交通量とか調査しないと協議が難しい」というような答弁だったんですけども、私は逆に出来る前までに時間があるので、ああいう協議というのは結構1年も2年もかかるわけですよ。だから出来たと同時に現地が準備できないかと思って、今回質問をさせていただいたんですよ。出来て交通量を見ないと協議ができないということであれば、それはそれで構いませんけども。私がこの質問を書いた経緯というのが、あそこを通ったときに公営住宅の方から下って行って県道に突き当たるT字の交差点なんですけど、どうも信号機が全然的な外れの所に建っている訳ですよ、これを書いたときの私の認識なんですけど。その先にもう1個交差点があって、だから90メートルぐらいの交差点と交差点の間に信号機と横断歩道があるんですけども、この質問を書いたあとに現地に調査に行ったら、確かにそのときちょっと納得はしたんですけど、同じ東高田のバス停で、長崎方面と長与町内方面のバス停が結構離れて左右にあるんですね。その間ぐらいに建っているわけですよ。その下を見ますと高田川は暗渠で入ってきているわけですね。私が初めて現地を歩いて理解をしたのが、恐らくその河川をかわしながら、なるべく両方のバス停に使い勝手が良いような所で現在の位置になったのかなあと一定の理解をして帰っては来たんですけども、そこで1点お聞きをしたいんですけど、先程言ったT字路の交差点、東高田橋の所。これがこの信号機を造るときにあったのか、無かったのか。どっちが先にあったのかなと。これは何で聞くかと言いますと、その交差点が既にある位置に信号機と横断歩道が設置されたというのであれば、いろいろ検討されてそこになったわけでしょうから、あまり言えないのかなという気もしているんですよ。ところが、信号機と横断歩道が設置されたあとに新しくその橋と交差点が設置されたんだというのであれば、そこに新しい交差点が出来ているわけですから移設する余地もあるのかなと思って今お聞きをしているんですけども、どっちが先に造られたのかなと思ってですね。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

その点につきまして調べてはみたんですけども、橋梁自体は平成11年前後に造られていると。ただ、その信号機がいつ設置されたのかっていうのが明確なものが残ってないこともありまして、書類的には残っておりません。道路、橋が出来たあとに、その際

交差点協議をされたのかどうか。してはあと思うんですけども、これにつきましても資料が残ってないことから、明確な回答ができないというのが現実となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

その件は分かりました。今言う長与側から行けば東高田橋の交差点がありますよね。それで、その途中に長崎方面のバス停があって、その先にもう1個、旧峯商店に下りてきて、斜めに入ってきている交差点があるんですが、一般的な考えですよ、設置基準に照らして考えていただいて。そういった場合に通常ではどこに設置するのが正しいと思われませんか。私はあくまでも、一般的には東高田橋の所に設置するのが正しいのかなと思ってこういう質問を書いているんですけども、専門家から見てどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

専門家ではございませんけども、先程の土木管理課長の答弁もありましたとおり、恐らく先にあったんだろうという話の中で、今ある場所については議員御指摘の県道の横断のためという考え方で暗渠をかわしたというのが、私も納得の理由かなと思います。どこにあるべきかと言いますと、私の意見ではなく、地元からの要望等を踏まえると、多くの方が「東高田から下りてきた所の方が便が良い」とおっしゃっているのも明白な事実でございます。一方で、そこを移設等々になりますと、やはり住民総意というようなところで、公安委員会の審議案件でそういった判断をする部分でもございますので、なかなか進んでいないのが現状というふうなことで、お答えをさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

もちろん地元の意向とかがあって今の位置に建てられたんだというものであるならば、そんなに無理は言えないのかなと思いますけども。先日10分ほど私、あそこら辺をずっと立って交通量とかも見ていたんですけども、東高田から真っすぐ来る道路の方は結構下ってくるんですよ、どっから入って行っているのか分かりませんが。一方、旧交差点、旧峯商店側はもうほとんど、私が見ている限り、居た時間には1台も来なかったというような状況だったんですけども。それと、今度新しく高田越の右岸側に道路が出来て、その背後地辺りも月極か何か分かりませんが、駐車場が整備されているんです。こういったものも結構出入りがあるんだろうなと思いながら、そういうものが今度出入りをするときに、今、言っている東高田橋の手前で繋がれば、こちらに出てくる車も結構いるんじゃないかなと思って、この通告書の中で「車両が多く増えることを想定しております」というのを書いとるんですけども。やっぱり現状変わらないで

「こういうのをやってください」って言っても、警察の方も公安委員会の方もなかなか聞いてくれないと思いますので、現状が変わるんだというところを前面に出しながら協議をしていただければなと思っておりますけども、協議はしていただけますか。供用開始しないとなかなかしづらいというのがあるんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

先に土木管理課の方から問い合わせをされて、そのようなお答えでしたということでございましたけども、それまでの間におきまして協議という形になるか分かりませんが、そういった形での申し入れというのは町の方からもできるかと思っておりますので、その辺は連携しながらやっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

その申し入れができるのであれば、是非やっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先程御質問がありました手数料についてお答えいたします。手数料ですが単価としまして11円、振り替えができなかった場合も考えて約1割加算して、年間で約50万円程度の経費が掛かることを想定しております。併せて児童手当に関しまして、来年4月6日から児童手当の特例給付の給与制限がスタートして、10月の支払いから制限がかかってくるという状況がございます。併せて先程答弁したように、一定数児童手当から引き落としができない家庭もございますので、それらを踏まえ落とせない家庭もかなりの数ある可能性がありますので、ちょっと厳しい状況かなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 14時55分）